

1-383-1

事後調査計画書

－世田谷清掃工場建替事業－

令和8年6月

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2 対象事業の名称及び種類	1
3 対象事業の目的及び内容	1
3.1 事業の目的	2
3.2 事業の内容	2
4 施工計画及び供用の計画	25
4.1 施工計画	25
4.2 供用の計画	31
5 事後調査の計画	36
5.1 大気汚染	36
5.2 悪臭.....	47
5.3 騒音・振動	50
5.4 土壌汚染	58
5.5 地盤.....	60
5.6 水循環	65
5.7 日影.....	69
5.8 電波障害	72
5.9 景観.....	74
5.10 廃棄物	78
5.11 温室効果ガス	82
5.12 事後調査報告書の提出時期	84
6 その他	87
6.1 事後調査を実施する者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	87
6.2 事後調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録	87

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 吉住 健一
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 世田谷清掃工場建替事業
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の目的及び内容

世田谷清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号に位置する現世田谷清掃工場（平成20年 3 月しゅん工、焼却炉300トン/日（150トン/日・炉×2 炉）、灰溶融炉120トン/日（60トン/日・炉×2 炉））の建替えを行うものである。

現世田谷清掃工場は、ガス化溶融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20年程度稼働し、その後建て替える整備手法が優位となった。このことから、世田谷清掃工場では令和 8 年度から建て替えることとした。

あわせて、清掃工場の施設規模は、将来の安定的な23区共同の全量処理体制を確保するため、600トン/日の処理能力とする。

対象事業の概略は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所 在 地		東京都世田谷区大蔵一丁目 1 番 1 号
敷 地 面 積		約 30,000m ²
工 事 期 間		令和 8 年度から令和 15 年度（予定）
工場稼働年度		令和 15 年度（予定）
処 理 能 力		可燃ごみ 600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
主 な 建 築 物 等	工場棟	鉄骨造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造) 高さ：約 37.0m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 地上高：約 100m

3.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を 23 区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は 23 区が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋め立てており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は 23 区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

清掃一組では「一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 2 月改定）」（以下「一廃計画」という。）を策定しており、循環型ごみ処理システムの推進に向け、安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保するために計画的な施設整備の推進を行うこととし、可燃ごみの全量焼却体制を維持しつつ、稼働年数の長い工場の建替えを進めている。

一廃計画は、ほぼ 5 年ごとに改定され、令和 3 年 2 月の改定では、計画期間を令和 3 年度から令和 16 年度までとしている。施設整備計画の策定に当たっては、ごみ排出原単位等実態調査等の結果から長期的なごみ量や中間処理量を予測し、これに基づいて設備の定期補修、故障等による停止及び可燃ごみの季節変動に対応できる焼却余力を確保した上で、耐用年数及び整備期間を考慮するとともに、令和 17 年度以降の工事予定や焼却余力を見据え、稼働年数の長い工場の建替えを進めてごみの確実な処理体制を維持することとしている。

現世田谷清掃工場は、ガス化溶融炉の耐用年数、整備手法などを検討した結果、20 年程度稼働し、その後建て替える整備手法が優位となった。このことから、世田谷清掃工場では令和 8 年度から建て替えることとした。

あわせて、清掃工場の施設規模は、将来の安定的な 23 区共同の全量処理体制を確保するため、600 トン/日の処理能力とする。

3.2 事業の内容

3.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 3.2-1 及び図 3.2-2 に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 3.2-3 に示すとおりである。

計画地は、都立砧公園の北側に位置しており、また、環状八号線に隣接した敷地面積約 30,000m²の区域である。



凡 例

- | | |
|---|---|
|  : 計画地 |  : 高速自動車国道 |
|  : 都県界 |  : 都市高速道路 |
|  : 私鉄線 |  : 一般国道 |
| |  : 主要地方道 |
| |  : 特例都道 |

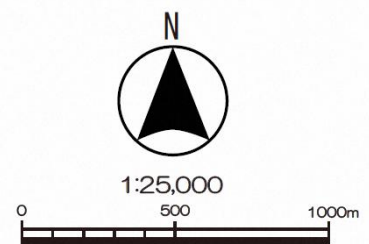
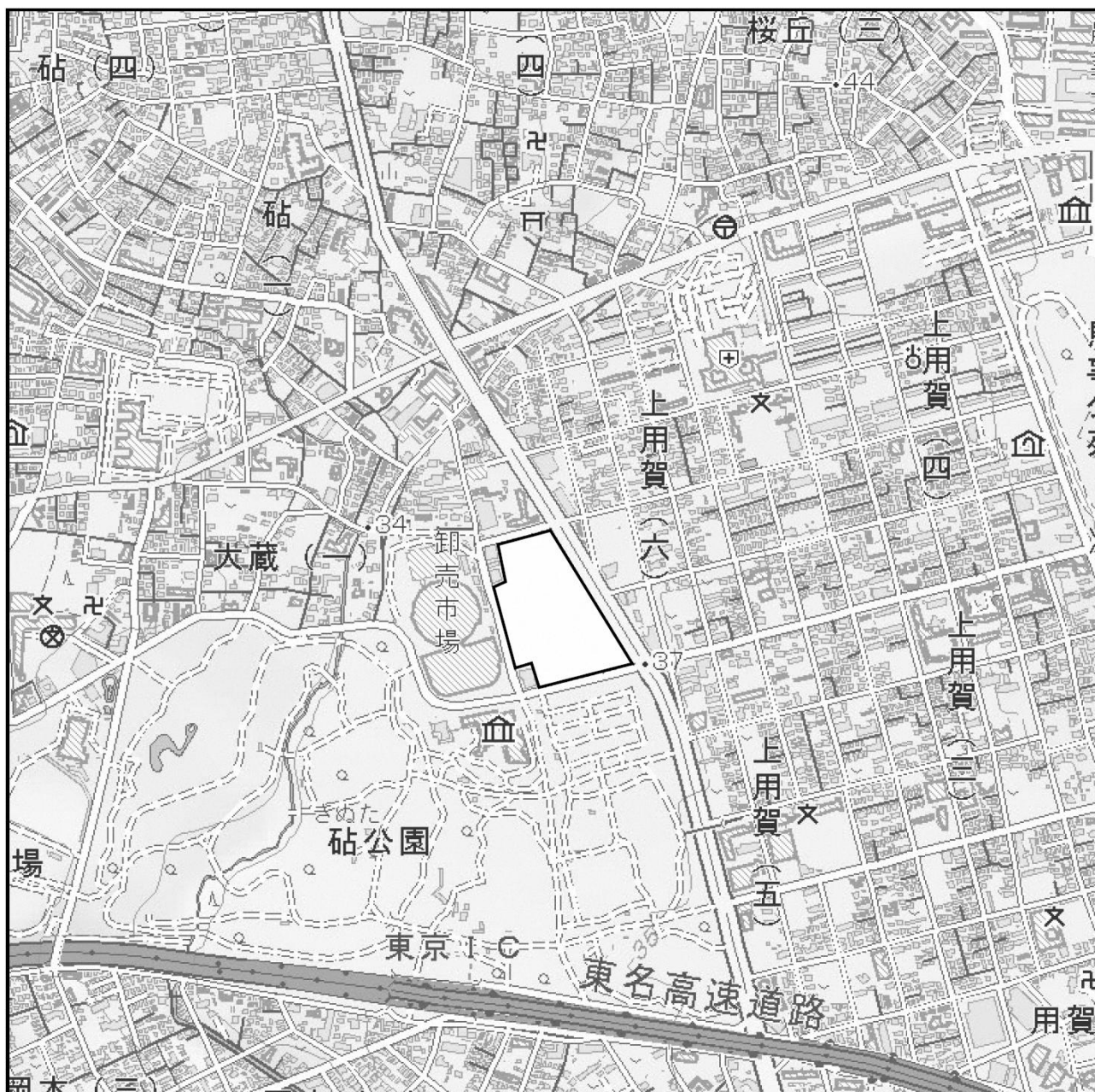


図 3.2-1 対象事業の位置



図 3.2-2 上空から見た対象事業の位置



凡 例

□ : 計画地

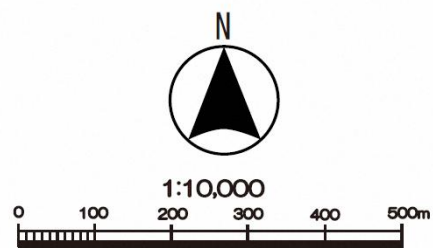


図 3.2-3 対象事業の区域

3.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場を建設するものである。

工事完了後の主な施設としては、工場棟、附属施設及び煙突がある。

なお、煙突の外筒は既存施設を再使用し、内筒(排気筒含む)を更新する。

3.2.2.1 施設計画

既存及び工事完了後の施設概要は、表3.2-1及び表3.2-2に示すとおりである。

工場棟の高さは、既存の約31.0mから工事完了後は約37.0mとする。ただし、「東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準」（平成31年3月29日付け30世建調第450号）に基づく絶対高さ制限の特例を受けるため、市街地環境の向上に資する建築物の特例について同基準第4条に定める整備基準²を満たすこととし、第5条に定めるとおり絶対高さの上限を31mから、37.0mまで緩和を受けることとする。その上で、北側の高層住宅や南側の砦公園等、周辺環境との調和を図り、圧迫感を抑えるよう配慮する計画としていく。

また、煙突の外筒は既存施設を再使用し、ステンレス製の内筒2本及び脱臭設備の排気筒1本を鉄筋コンクリート造の外筒に収めるものとする。

建築面積については、既存が約9,982m²、工事完了後が約11,573m²となる。

なお、駐車場は27台（普通車両22台、車いす用1台、大型バス3台、荷おろし1台）分を設ける。

注) 整備基準2を下記に示す。

1. 前面道路の幅員及び接道長

敷地が現況6m以上の幅員を有する道路に敷地境界線の長さの合計の6分の1以上接していること。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。

2. 外壁等の後退距離

外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、別表1（1）に掲げるものを除き、下表に掲げる数値以上とする。

延べ面積	隣地境界線までの距離	道路境界線までの距離
10,000m ² 未満	2.0m	3.0m
10,000m ² 以上	2.5m	3.0m

別表1（1） 整備基準の取扱い 外壁等の後退

外壁等から道路境界線における事項	壁面の位置の統一を図る地区における壁面の位置を統一する計画建築物、歴史的建造物の部分又は公共用歩廊、渡り廊下（敷地内の棟を結ぶものを除く）、地下鉄駅出入口施設、その他これらに類する建築物の部分
	周囲の状況等により市街地環境の向上に資すると区長が認めたもの
外壁等から隣地境界線における事項	軒の高さが2.3m以下で物置その他これに類する用途に供するもので、床面積と工作物の築造面積の合計が50m ² 以下、かつ隣地境界線までの距離が1m以上のもの
	門又は塀等、周囲の状況等により、環境上支障がないと区長が認めたもの

3. 工作物の設置の制限

2. に規定する外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの区域には、別表1（2）に掲げるものを除き、工作物を設置してはならない。

別表1（2） 整備基準の取扱い 工作物の設置の制限

外壁等から道路境界線までの制限の区域	周囲の状況等により設置が必要なもので、市街地環境の向上に資すると区長が認めたもの
外壁等から隣地境界線までの制限の区域	機械式駐車場等の工作物のうち、地表面からの突出部分の高さが2.3m以下のもので、建築物の床面積と工作物の築造面積の合計が50m ² 以下、かつ隣地境界線までの距離が1m以上のもの
	周囲の状況等により、環境上支障がないと区長が認めたもの

4. 建蔽率の最高限度

基準建蔽率から7を減じた数値

5. 地上部における緑化

a) 地上部の緑化面積に関する緑化基準は、敷地の面積に緑化基準表に規定する緑化率に2を加えた数値を乗じて得た数値以上とする。

b) 基準樹木本数に関する緑化基準については、みどり条例施行規則別表第7に定める樹木本数基準面積の算出にあたり、地上部基準緑化面積を前項の規定の数値に置き換えて算出する数値以上とする。

c) 第1項の規定にかかわらず、みどり条例第24条第3項各号に掲げる場合における緑化基準は、区長が別に定める。

表 3.2-1 施設概要（構造等）

施設区分		既存	工事完了後
敷地地盤（GL）		T.P. 約 +40.6m	T.P. 約 +40.6m
工場棟	構造	鉄骨造 （一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造）	鉄骨造 （一部鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造）
	高さ	約 31.0m	約 37.0m
	深さ	約 19.1m （ごみバンカ深さ：約 12.5m）	約 25.0m （ごみバンカ深さ：約 22.0m）
付属施設		計量棟、洗車棟ほか	計量棟、洗車棟ほか
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 煙突外筒は再使用する 内筒：ステンレス製
	高さ	約 100m	約 100m
	外筒 外径	上部：約 6.9m 下部：約 9.0m	上部：約 6.9m 下部：約 9.0m

注）[T.P.] = [A.P.] - 1.1344m

表 3.2-2 施設概要（建築面積）

施設区分	既存	工事完了後
工場棟	約 9,590m ²	約 11,375m ²
付属施設	約 392m ²	約 198m ²
合計面積	約 9,982m ²	約 11,573m ²
建蔽率	32.5%	約 37.7%
容積率	108.4%	約 108.9%

既存施設配置図は図 3.2-4、施設計画図は図 3.2-5、設備配置計画図は図 3.2-6 に示すとおりである。また、計画建築物の計画立面図は図 3.2-7(1)及び(2)、完成予想図は図 3.2-8 に示すとおりである。

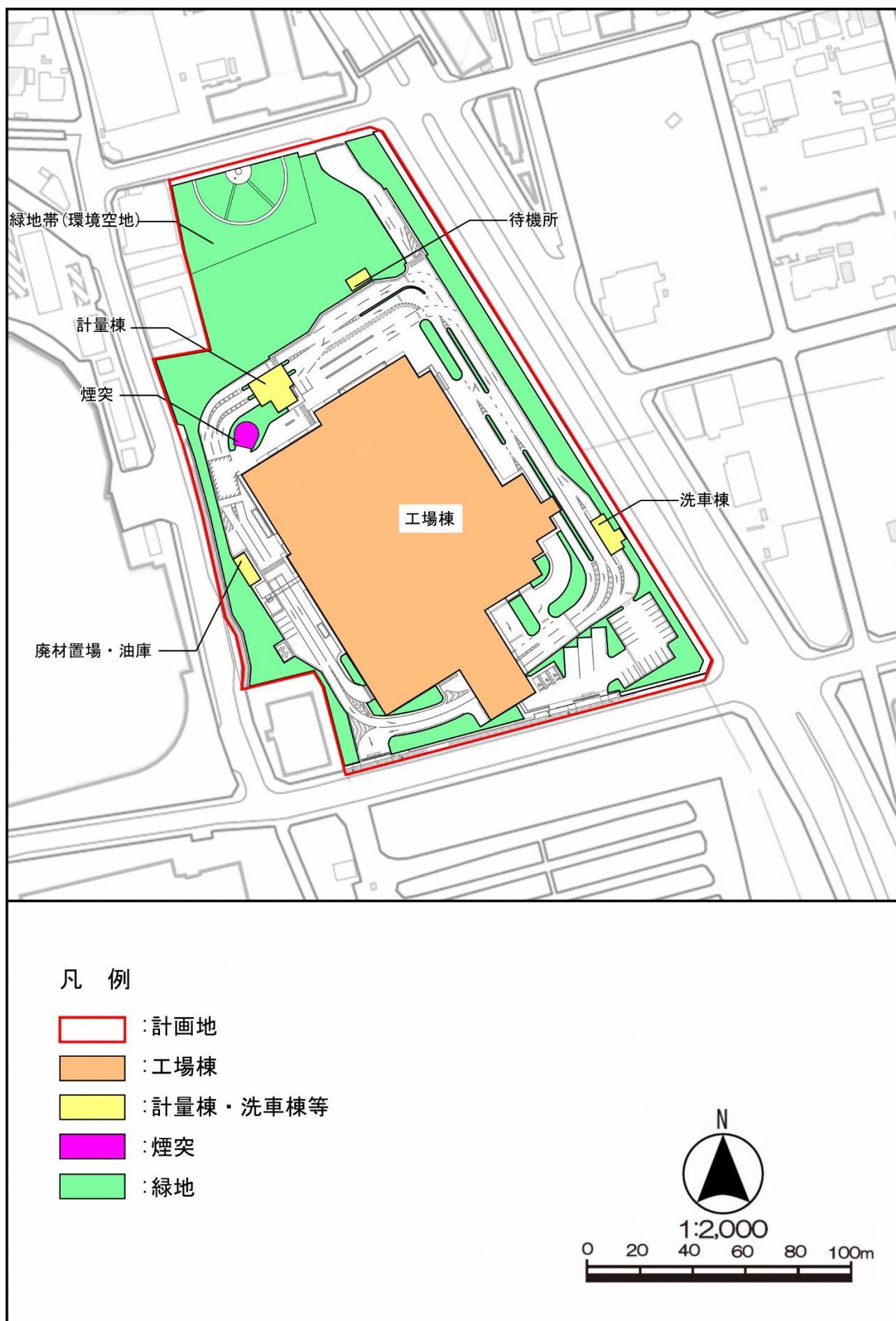
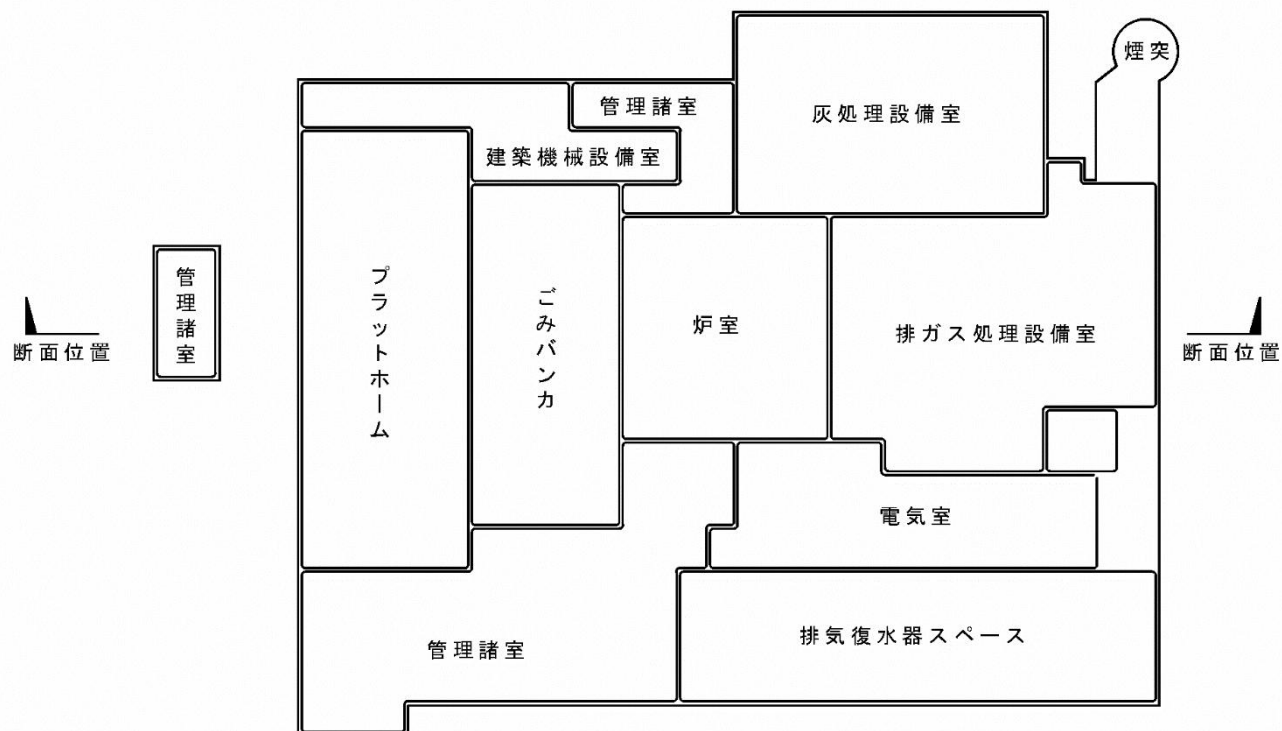
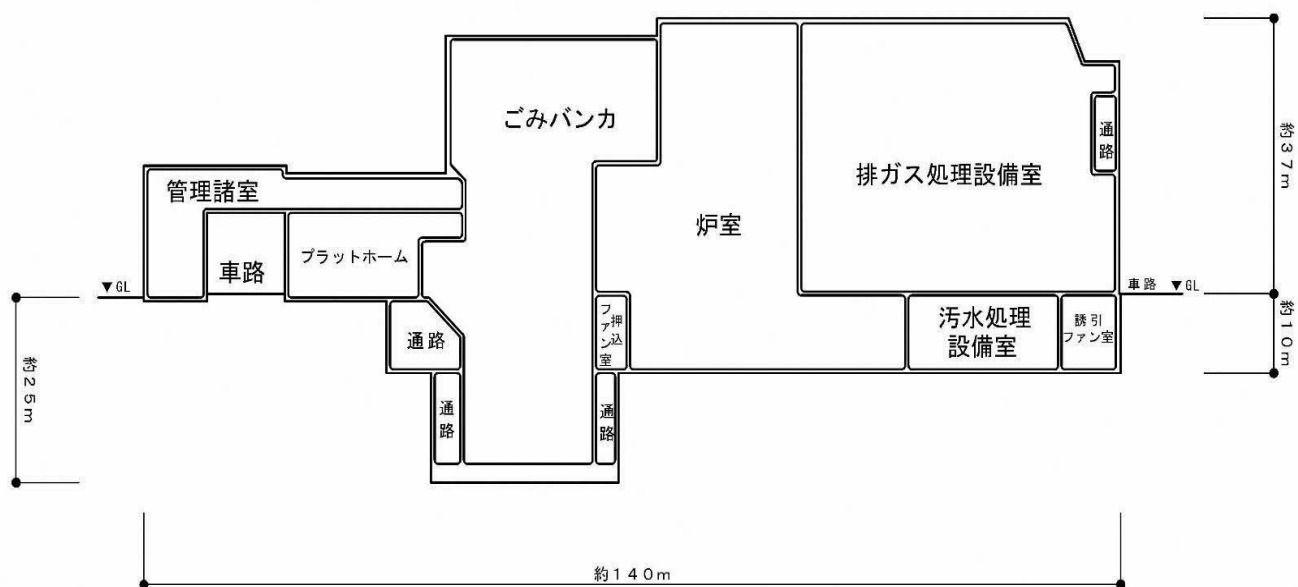


図 3.2-4 既存施設配置図



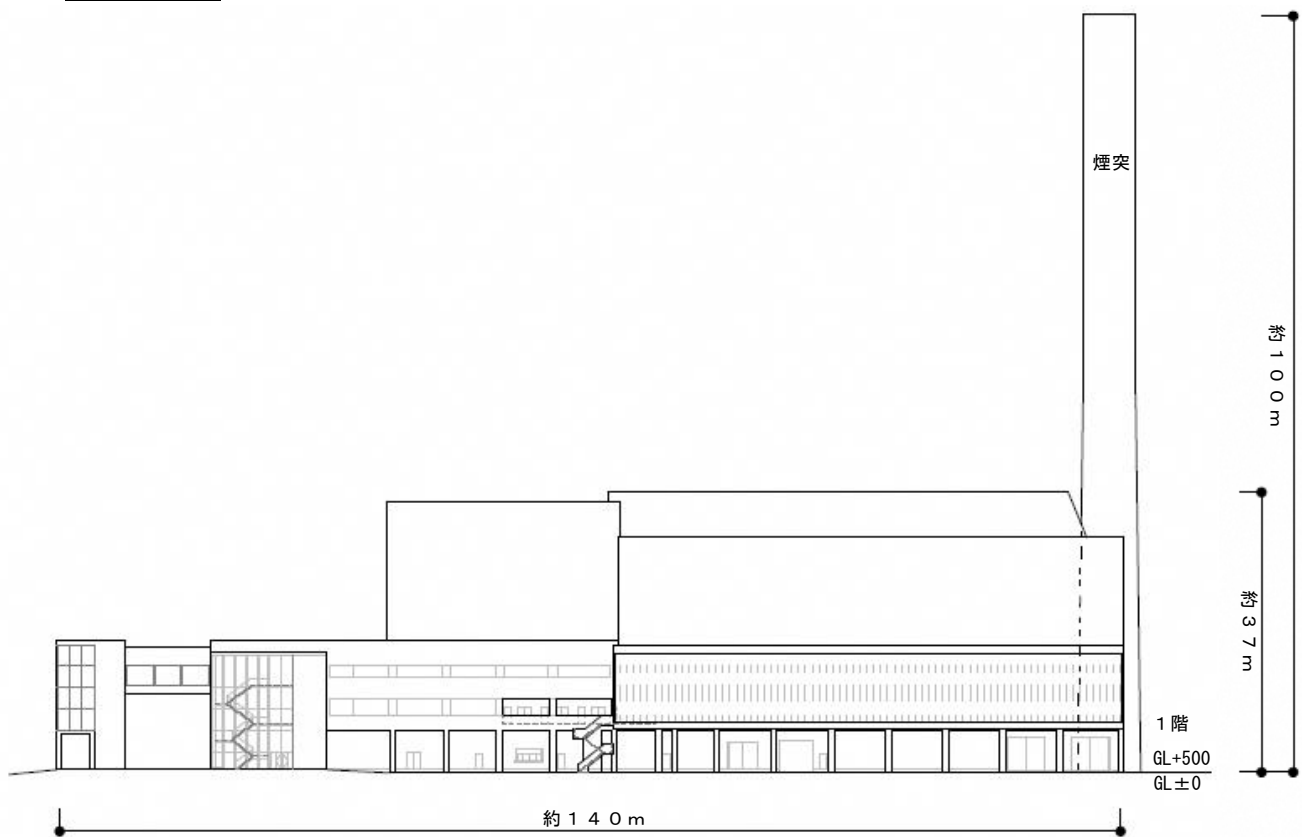
計画平面図（2階）



計画断面図

図 3.2-6 設備配置計画図

東側立面図



西側立面図

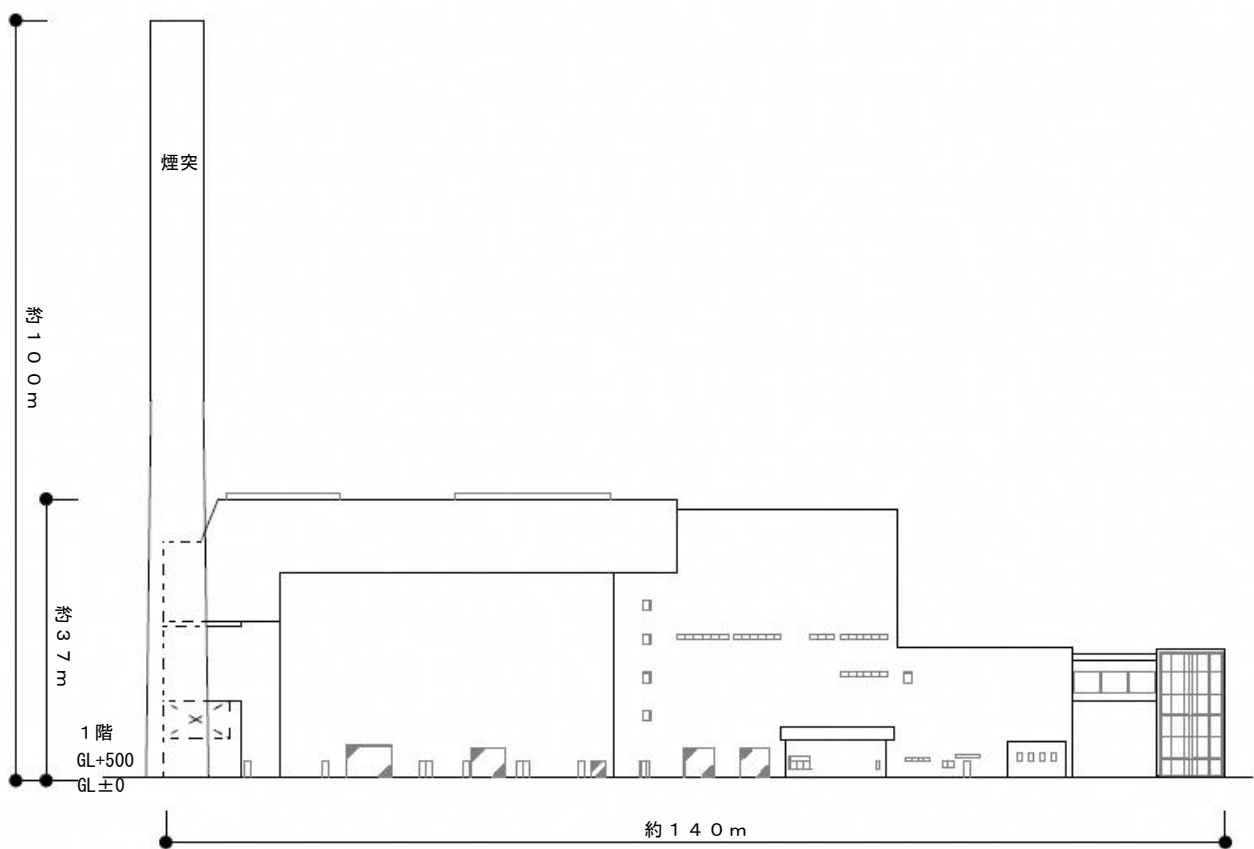
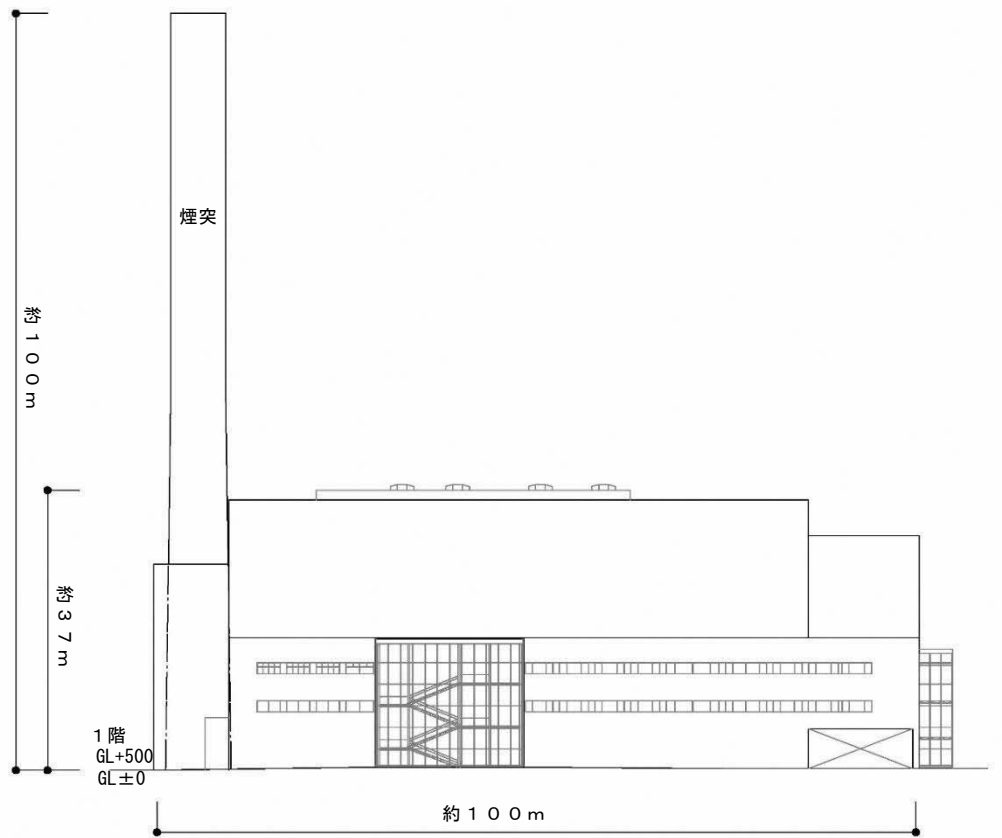


図 3.2-7(1) 計画立面図

南側立面図



北側立面図

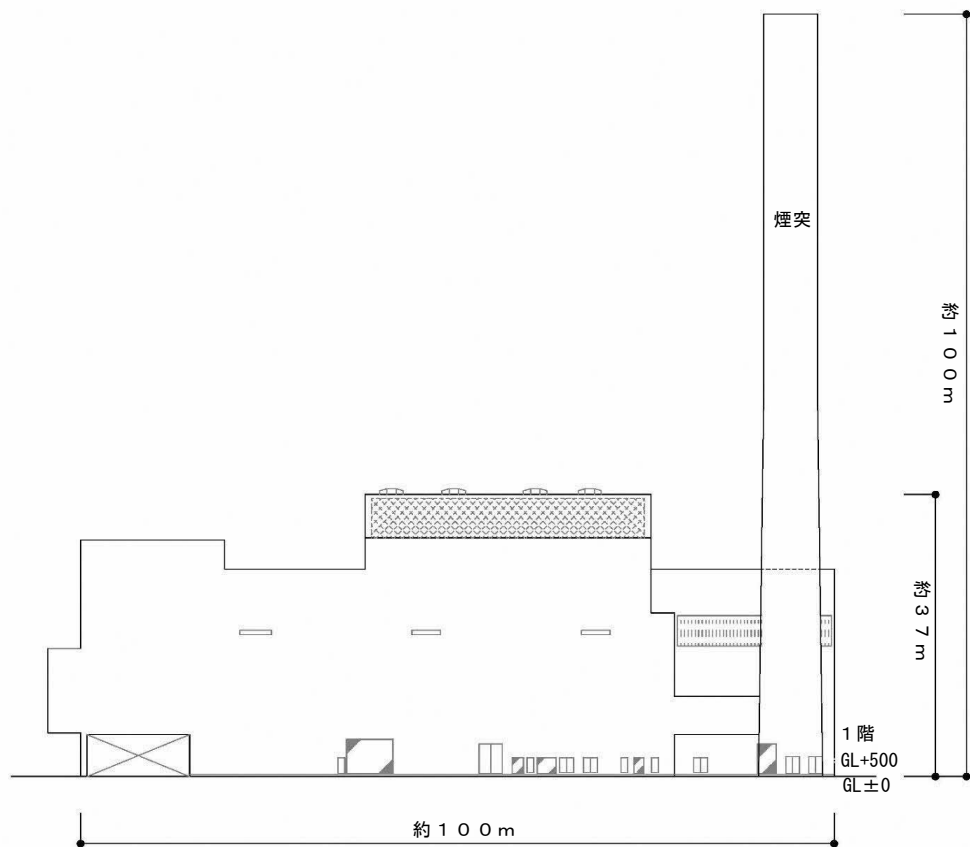


図 3.2-7(2) 計画立面図

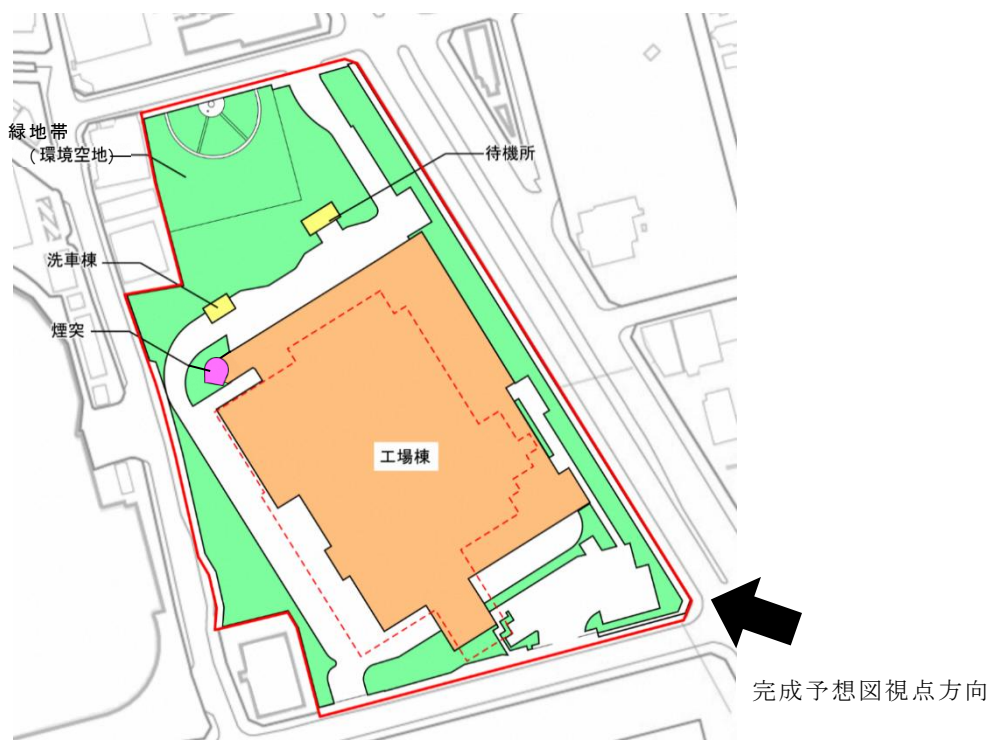


図 3.2-8 完成予想図（南東側）

3.2.2.2 設備計画

(1) 設備概要

既存及び工事完了後の各設備概要は表 3.2-3(1)、施設の稼働に伴う煙突の排出ガスの諸元は表 3.2-3(2)、施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量は表 3.2-3(3)に示すとおりである。

表 3.2-3(1) 設備概要（既存・工事完了後）

項目		既存	工事完了後
施設規模	焼却炉	300 トン/日 (150 トン/日・炉×2 炉)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2 炉)
	灰溶融炉	120 トン/日 (60 トン/日・炉×2 炉)	—
処理能力		300 トン/日	600 トン/日
ごみ処理	処理方式	全連続式ガス化溶融炉 (流動床式)	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
灰処理	処理方式	電気加熱式灰溶融炉	—
	処理対象物	主灰及び飛灰の混合灰	—
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、 触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 煙突外筒は再使用する 内筒：ステンレス製
運転計画		1 日 24 時間の連続運転	1 日 24 時間の連続運転

表 3.2-3(2) 施設の稼働に伴う煙突排出ガスの諸元（2 炉合計）

項 目	諸 元
煙突高さ	約 100 m
湿り排出ガス量	224,900 m ³ N/時 ^{注1)}
乾き排出ガス量	219,900 m ³ N/時 ^{注2)}
排出ガス温度	190 ℃

注 1) m³N/時とは、0℃、1 気圧の標準状態に換算した 1 時間あたりの排出ガス量を示す。また、水分率 20%、O₂10%の値を示した。

注 2) 乾き排出ガス量は、O₂12%換算値を示す。

表 3.2-3(3) 施設の稼働に伴う煙突排出ガス汚染物質の排出濃度及び排出量

項 目	排出濃度 (自己規制値)	排出量 (2 炉合計)
硫黄酸化物	10ppm	2.20m ³ N/時
ばいじん ^{注1)}	0.01g/m ³ N	2.20kg/時
窒素酸化物	50ppm	11.00m ³ N/時
ダイオキシン類 ^{注2)}	0.1ng-TEQ/m ³ N	22.00 μg-TEQ/時
塩化水素	10ppm	2.20m ³ N/時
水 銀 ^{注3)}	30 μg/m ³ N	6.60g/時

注1) ろ過式集じん器により粒径 10 μm を超える粒子は除去されるため、煙突から排出されるばいじんは、浮遊粒子状物質 (粒径 10 μm 以下のばいじん) として計算した。

注2) ダイオキシン類の排出濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気排出基準を示す。

注3) 水銀の排出濃度は、大気汚染防止法に基づく大気排出基準を示す。

注4) 注2、注3以外の項目は、環境保全のための措置として設定した法規制値以下の排出濃度 (自己規制値) (p. 42, 43 参照) を用いた。

注5) 排出濃度は O₂12% 換算値を示す。

(2) 処理フロー

清掃工場の全体処理フローは、図 3.2-9 及び図 3.2-10 に示すとおりである。

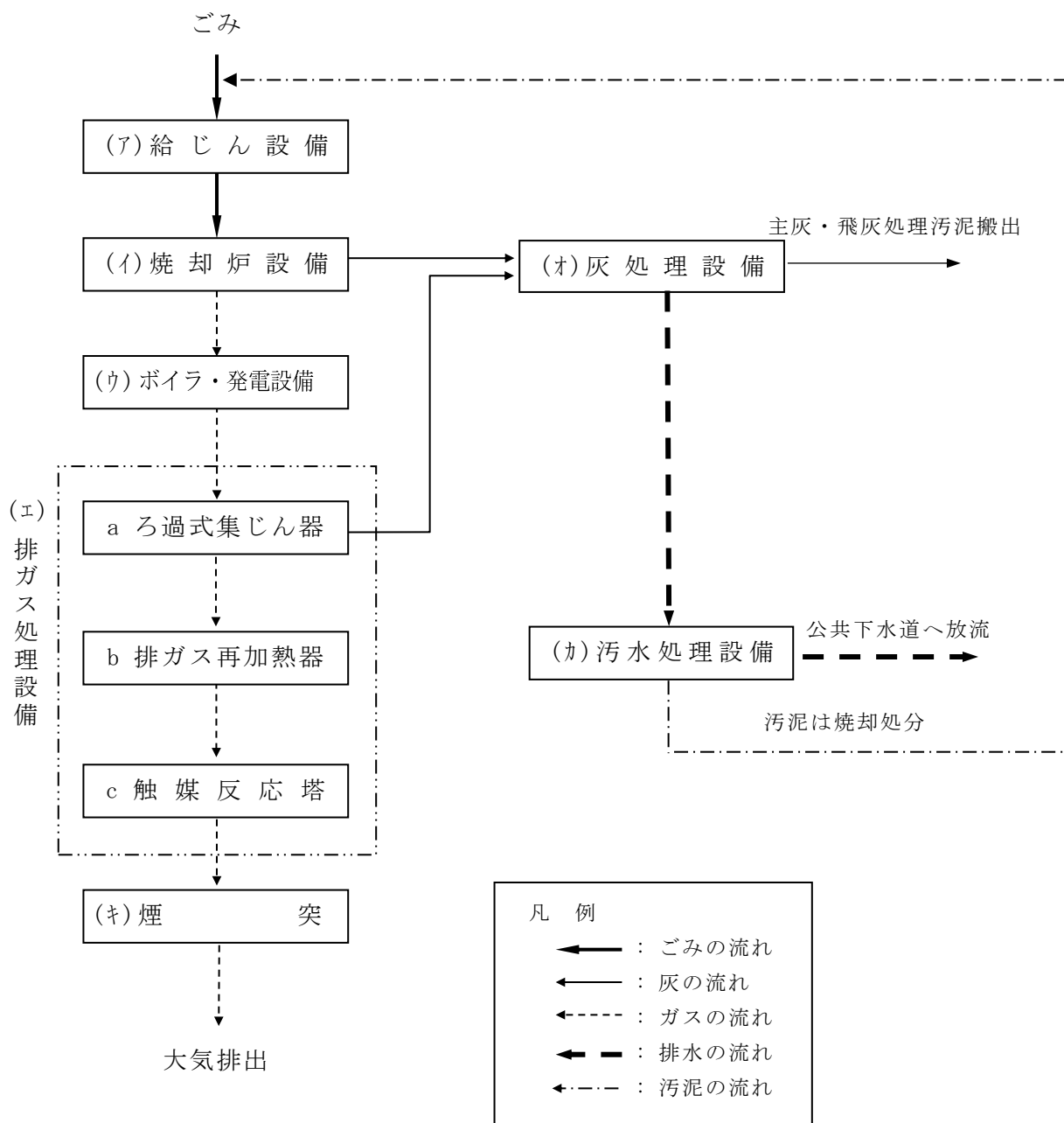


図 3.2-9 全体処理フロー

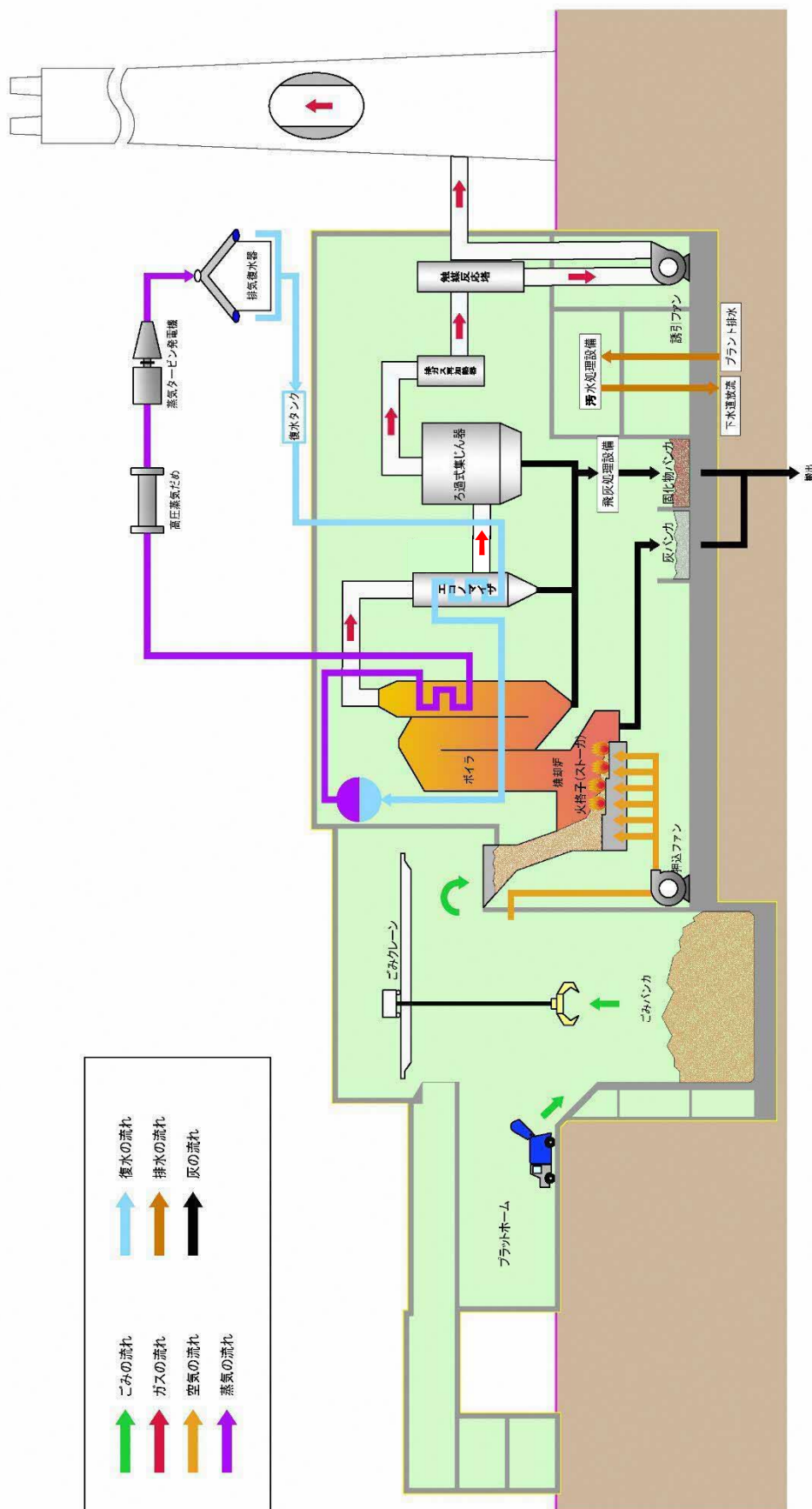


図 3.2-10 全体処理フロー（模式図）

(3) プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

ア 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは、7日分以上のごみを貯留できる容量とし、貯留したごみはクレーンでかく拌し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカにはゲートを設けた上で、ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に吸引することで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにし、臭気は焼却炉内において高温で熱分解し消臭する。焼却炉の停止時においては、脱臭設備を稼働させる。また、プラットホームの出入口には自動扉及びエアカーテンを設置することで、臭気の流出を防止する。

イ 焼却炉設備

焼却炉と炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。均質化したごみを火格子（ストーカ）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である。

燃焼ガス温度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ダイオキシン類の発生を抑制するため、800℃以上に維持し、ガスの滞留時間を2秒以上保つ。また、焼却炉から排出されるガス（排出ガス）の一酸化炭素濃度等を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

ウ ボイラ・発電設備

ごみ焼却により発生する廃熱を蒸気として回収し、回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコノマイザ^{注)}では、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、熱回収後の燃焼ガスの温度を更に冷却する。

エ 排ガス処理設備

焼却炉から発生する排出ガス中の飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルタ）、排ガス再加熱器及び触媒反応塔で構成する。

注) 燃焼ガスの廃熱を利用してボイラ給水を予熱する設備のことで、「節炭器」とも呼ばれる。

(a) ろ過式集じん器（バグフィルタ）

排出ガス中のばいじんやこれに付着しているダイオキシン類及び重金属類を捕集するとともに、薬剤の吹き込みにより塩化水素、水銀及び硫黄酸化物を除去する。

(b) 排ガス再加熱器

触媒反応塔での触媒反応の向上を図るため、排出ガスを高温の蒸気により再加熱する。

(c) 触媒反応塔

排出ガス中の窒素酸化物及びダイオキシン類を触媒の働きにより分解除去する。

オ 灰処理設備

本事業で予定する灰処理のフローを図3.2-11に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰^{注1)}と飛灰^{注2)}に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送する。

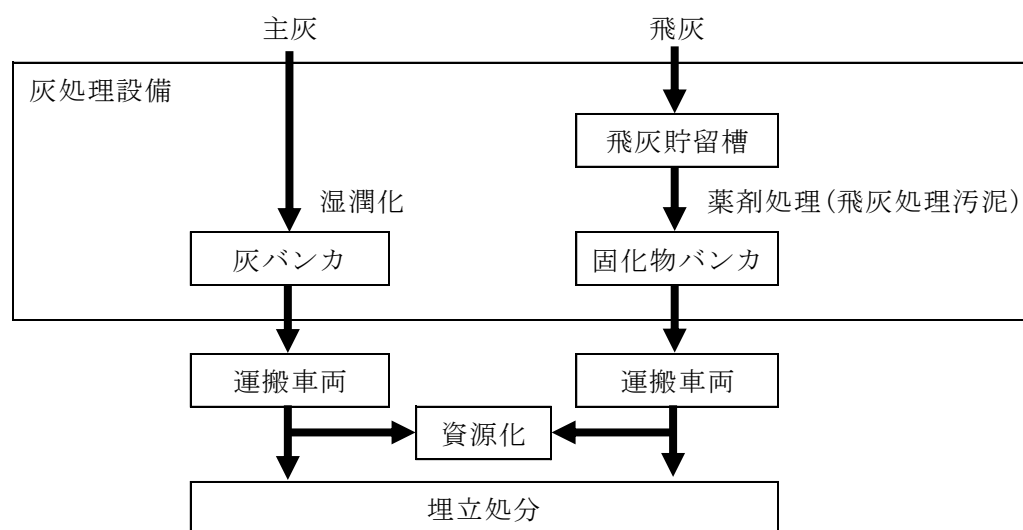


図 3.2-11 灰処理フロー

カ 汚水処理設備

プラント排水等に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、公共下水道へ放流する。また、処理過程で発生する汚泥^{注3)}はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分する。

注1) 主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「もえがら」をいう。

注2) 飛灰とは、焼却炉の排出ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

注3) 汚泥とは、汚水から沈殿したものをいう。

キ 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排出ガス等を通すステンレス製の内筒（排気筒含む）を設置する構造とする。

3.2.2.3 エネルギー計画

工事完了後の施設で使用するエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。電力の使用量は約 2,048 万 kWh/年、都市ガスの使用量は約 19 万 m³/年の計画である。

また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して、高効率発電を行うとともに、施設内で使用する給湯用の熱源として利用するほか、場外世田谷区施設（世田谷美術館）への熱供給を行う。ごみ発電量は 11,381 万 kWh/年、場外への熱供給量は 9,638GJ/年の計画である。

なお、太陽光発電も行う計画であり、その計画値は 8.9 万 kWh/年である。

3.2.2.4 給排水計画

(1) 給水計画

本事業における常用する給水は、上水とする。

また、計画地が位置する世田谷区においては、「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づいて雨水流出抑制施設等を整備することとされている。本事業では、敷地面積から対策量 1,842.2m³の雨水流出抑制施設等が必要と算定されることから、必要対策量を上回る雨水貯留施設（雨水貯留槽等）を設置する計画である。

そのほか、災害時等の非常用水源として、一時的に井戸水を使用する。井戸は月に一回点検のため揚水ポンプの動作確認を 30 分程度行う。

(2) 排水計画

本事業で予定している排水処理フローを図 3.2-12 に示す。

プラント排水等は、污水处理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、公共下水道に放流する。

污水处理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、公共下水道への放流を直ちに停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路にはごみ収集車両等の汚れが付着している可能性があるため、降った雨水のうち、初期雨水（3 mm）は污水处理設備へ送り、処理後は公共下水道へ放流する。その後の雨水は、雨水貯留槽に貯留した後、分流式の雨水管へ放流する。

なお、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用し、余剰分は、雨水貯留槽に貯留した後、分流式の雨水管へ放流する計画である。

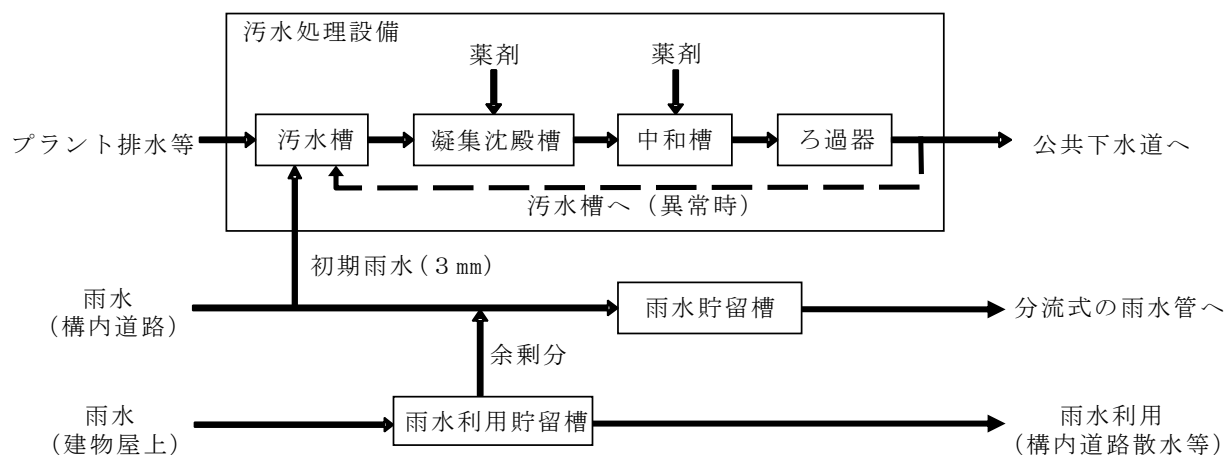


図 3.2-12 排水処理フロー

3.2.2.5 緑化計画

世田谷区みどりの基本条例に基づき、敷地面積の 28%にあたる、約 8,600 m²以上を緑化する。

また、「世田谷区みどりの基本条例」、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」の基準を遵守するとともに、「東京都環境確保条例（建築物環境計画書制度）」、「東京都環境基本計画」及び「世田谷区緑の基本計画 2018 年度～2027 年度」の趣旨を十分に勘案し、可能な範囲で緑化に努める。

なお、「東京における自然の保護と回復に関する条例（緑化計画書制度）」について、世田谷区は区の条例で定める手続に一元化されている。

計画地の緑化に当たっては、計画地に存在する緑地帯（環境空地）は建替工事による改変を行わずに保全するとともに、その他の緑地も工事施工上必要最低限の改変とし、植樹等による維持を検討する。既存及び工事完了後の緑地の比較したものを図 3.2-13 に示す。また、既存の植栽平面図を図 3.2-14 に示す。工事により除去する対象の樹木は図 3.2-15 に示すとおりであるが極力保存または移植を検討する。建替後も既存の緑地帯（環境空地）等により、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮する。

関係条例・基準等に基づく必要緑地面積等及び計画緑地面積等は、表 3.2-4 に示すとおりである。また、必要緑地面積等の算定については、表 3.2-5 に示すとおりである。

表 3.2-4 必要緑地面積等及び計画緑地面積等

条例・基準等	対象	必要緑地面積等	計画緑地面積等
世田谷区みどりの基本条例	地上部	8,596.99m ² 以上	10,393m ²
	接道部	482.05m以上	488m
世田谷区環八沿道地区計画	環状八号線沿い	71.64m以上	239m
東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準	地上部	9,211.06m ²	10,393m ²

注）計画段階の面積のため実際とは異なる場合がある。

表 3.2-5 必要緑地面積等の算定

条例・基準等	対象	算定式 ^{注1)}	必要緑地面積等
世田谷区みどりの基本条例	地上部	敷地面積×0.28	8,596.99m ²
		$30,703.52 \times 0.28 = 8,596.99\text{m}^2$	
	接道部	接道部長さ×0.8	482.05m
		$602.56 \times 0.8 = 482.05\text{m}$	
世田谷区環八沿道地区計画	環状八号線沿い	環状八号線に接する長さ×0.3	71.64m
		$238.80 \times 0.3 = 71.64\text{m}$	
東京都市計画高度地区（世田谷区決定）に規定する絶対高さ制限の特例に係る区長の認定及び許可に関する基準 ^{注2)}	地上部	敷地面積×(0.28+0.02)	9,211.06m ²
		$30,703.52 \times 0.3 = 9,211.056\text{m}^2$	

注1) 必要緑地面積等の算定に必要な諸元は、敷地面積：30,703.52m²、接道部長さ：602.56m、環状八号線に接する長さ：238.80mである。

注2) 地上部の緑化面積に関する緑化基準は、敷地の面積にみどりの基本条例施行規則別表第5（緑化基準表）に規定する緑化率に2を加えた数値を乗じて得た数値以上とする。なお、緑化率の単位は、パーセントとする。

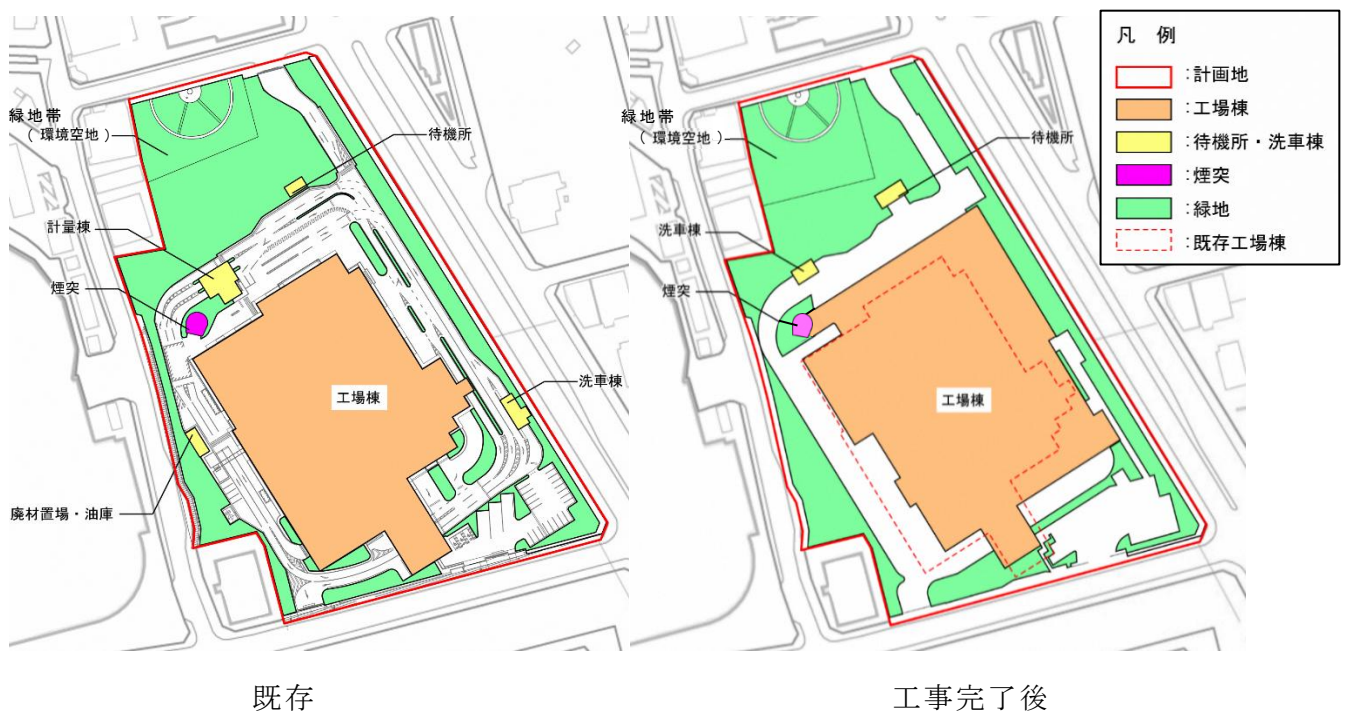


図 3.2-13 既存及び工事完了後の緑地比較図

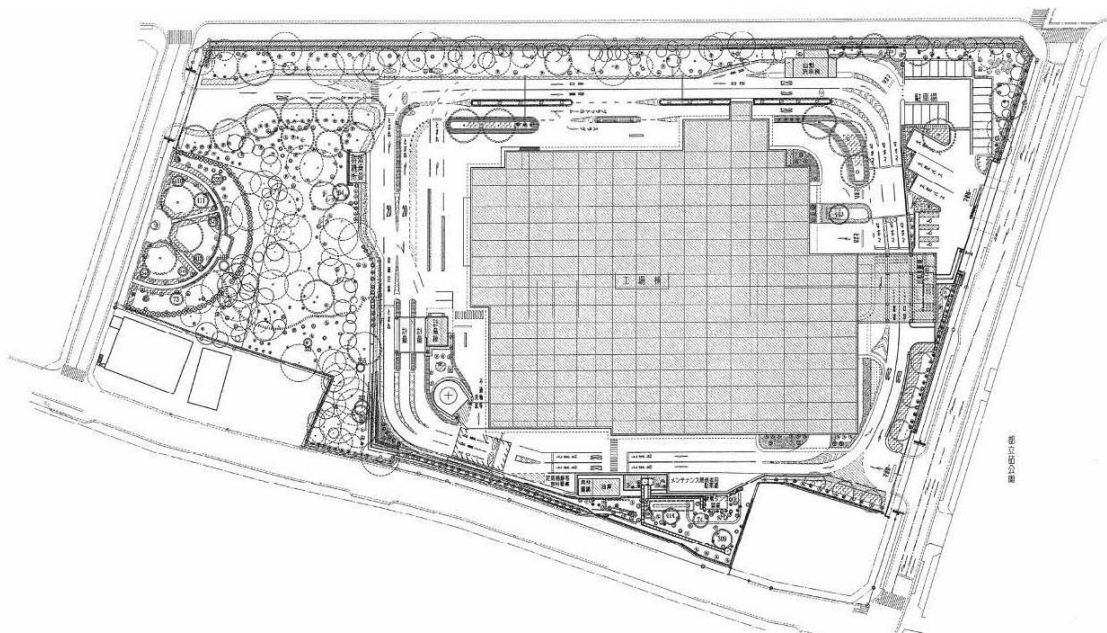


図 3.2-14 既存の植栽平面図

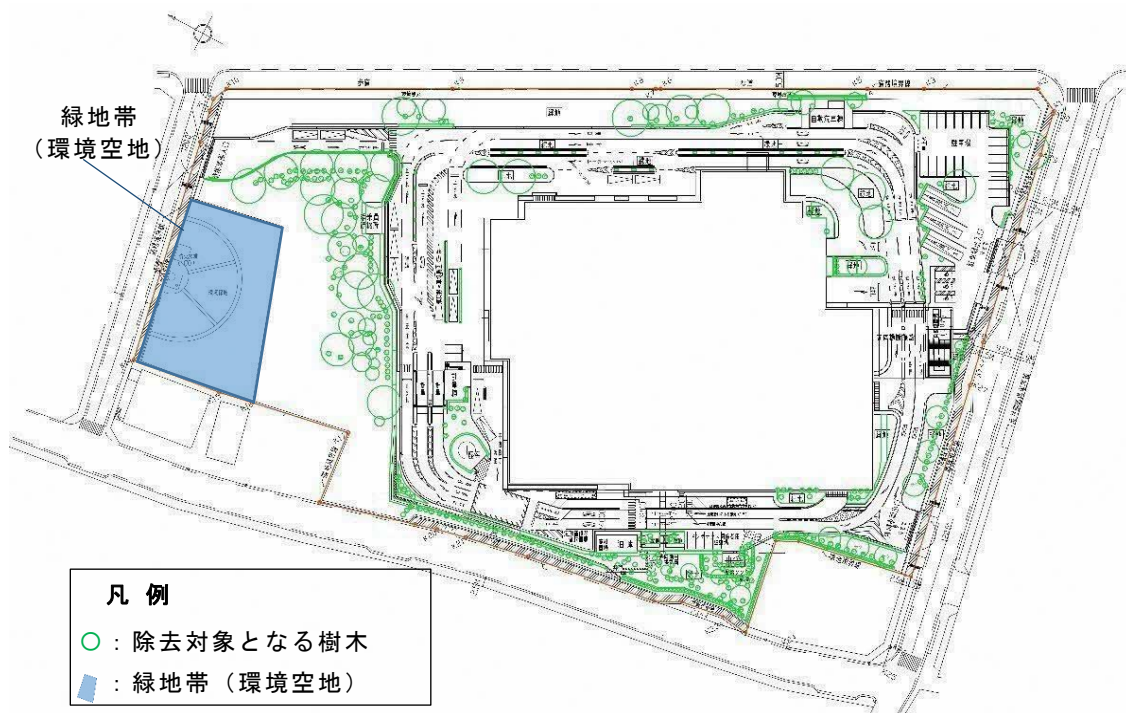


図 3.2-15 工事により除去する対象の樹木

3.2.2.6 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥^{注1)} 及び汚泥がある。

主灰及び飛灰処理汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分するほか民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化^{注2)} による資源化も行う。また、焼成砂化等による資源化を推進することで埋立処分量の更なる削減を図る。汚泥についてはごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分する。

注 1) 飛灰処理汚泥とは、飛灰から重金属等が溶出しないよう重金属固定剤等で処理したものをいう。

注 2) 徐冷スラグ化とは、熔融処理した後にゆっくりと冷却（徐冷）させ石状のスラグを作ることをいう。

4 施工計画及び供用の計画

4.1 施工計画

4.1.1 工事工程の概要

工事は令和 8 年度に着手し、工事期間は 90 か月を予定している。工事工程は表 4.1-1 に示す。

なお、作業時間は、原則として午前 8 時から午後 6 時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、原則、土曜日、日曜日及び祝日は作業を行わない。

既存及び工事完了後の施設概要は、表 3.2-1 及び表 3.2-2（p. 8 参照）に示すとおりである。

表 4.1-1 工事工程（予定）

事業年度 主要工程	令和							
	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
準備工事	■							
解体工事・土工		■	■	■	■			
く体・プラント工事					■	■	■	■
外構工事							■	■
試運転								■

4.1.2 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

(1) 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置、資材置場等の場内整備等を行う。

(2) 解体工事・土工事

ア 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
- ③ 適切な保護具（エアラインマスク、密閉式防護服等）の使用
- ④ ダイオキシン類を含む灰等飛散しやすいものの湿潤化
- ⑤ 高圧洗浄機等による解体作業実施前の設備内部付着物（ダイオキシン類を含むばいじん等）の除去
- ⑥ 汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生
- ⑦ 汚染空気のチャコールフィルター等（ダイオキシン類対応の環境集じん器）による適切な処理
- ⑧ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

既存煙突は、外筒と排出ガスの通り道である内筒が2本と脱臭装置の排気筒が1本で構成されている。解体作業については、図4.1-1に示すとおり、外筒を残したまま内筒（排気筒含む）を解体する。この解体作業にあたっては、工程ごとに適切な養生等を行うことにより、粉じんの飛散を防止するとともに、騒音・振動の影響を低減する。

なお、煙突外筒の再使用に際し、煙突外筒の塗装下地にアスベストの含有を確認していることから、アスベスト及び粉じんの飛散を防止するため適切な養生を行い、外筒の塗装を除去後、再塗装する。

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（令和3年2月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

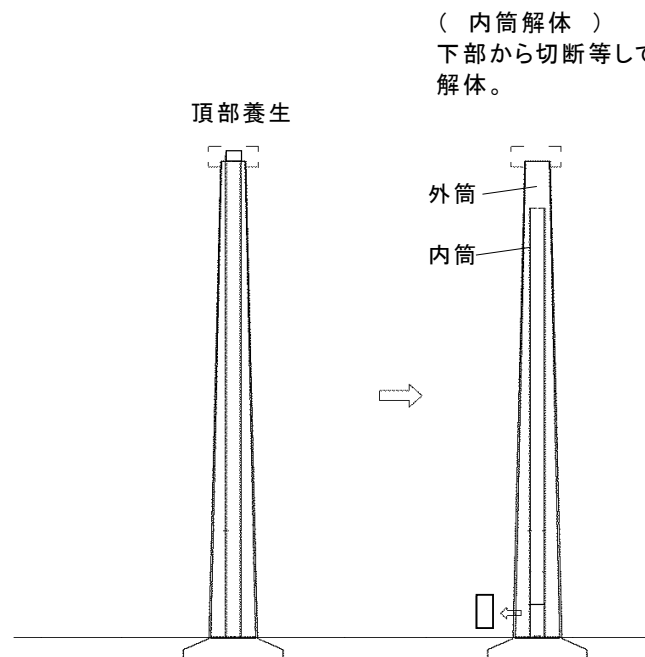


図 4.1-1 煙突解体概念図

イ 既存建築物等解体

解体工事における工事概念図は、図4.1-2に示すとおりである。

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存建築物等は全て解体する。解体に当たっては、粉じんの飛散や騒音を抑えられる仮設、養生、工法等を採用する。また、必要に応じて、防音パネルや防音シートを設置し、騒音対策を講じる。

また、工場外壁にはアスベストが含まれていないことは確認済みであるが、大気汚染防止法に基づき、解体前にアスベストの含有について事前調査を行い、その結果を都に報告するなど、関係法令等に基づき適切に処理する。

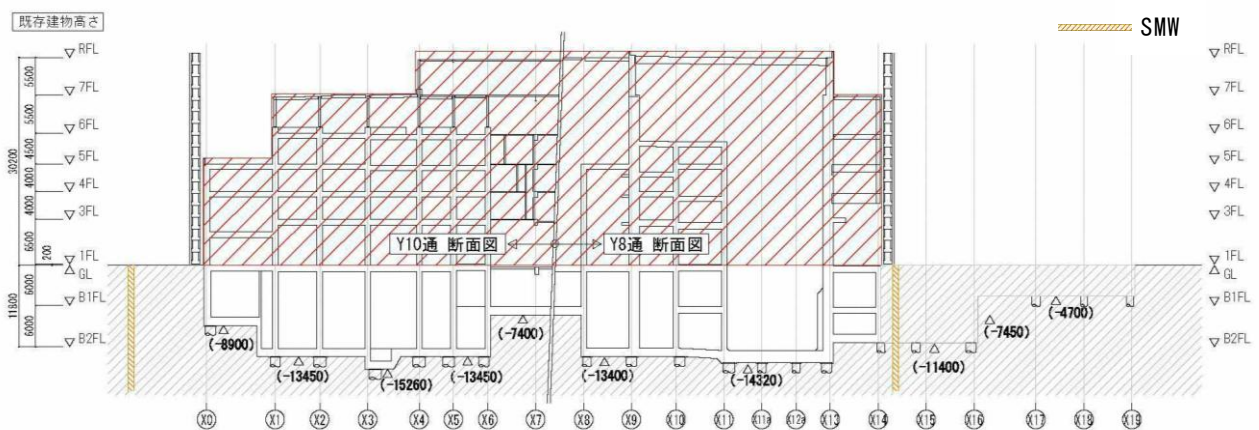


図 4.1-2 解体工事の工事概念

ウ 土工事

土工事における山留め工事の工事概念図は、図4.1-3に示すとおりである。

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留め壁を工場GL約-28mまで貫入させ、遮水を行う。

なお、山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工等を併用することで支持する。

掘削工事は、バックホウ、クラムシェル等を用い、山留壁で囲まれた部分の掘削を深さGL約-25mまで行う。また、掘削工事と併せて、既存建築物地下部の解体や杭の撤去を行う。

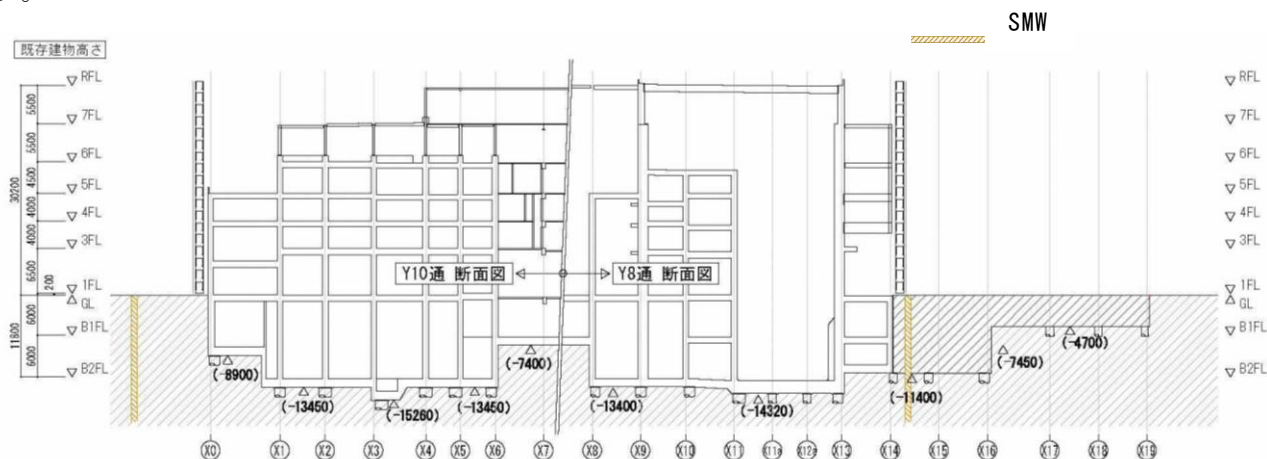


図 4.1-3 山留め工事の工事概念

(3) く体・プラント工事

ア 基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行った上で、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

イ 地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラークレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下く体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。なお、仕上工事の内外装塗装に当たっては、低VOC塗料を使用する。

ウ プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラークレーン等を用いて行う。

(4) 外構工事

外構工事としては、構内道路工事、植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

4.1.3 建設機械及び工事用車両

(1) 建設機械

工事の進捗に応じ、表 4.1-2 に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

表 4.1-2 工種別建設機械（工事用車両を除く）

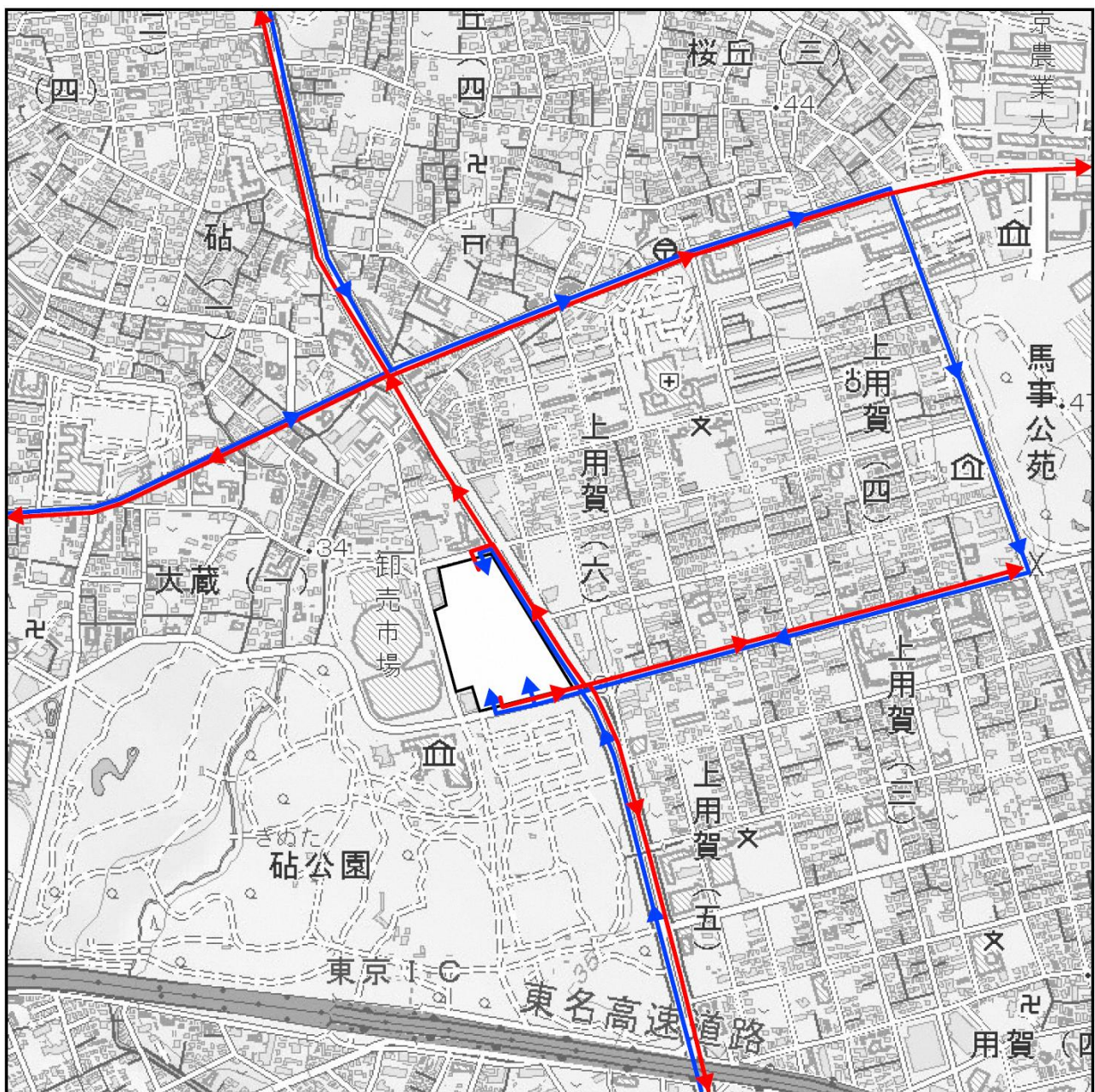
主要工程	主な作業	主な建設機械											
		ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	タワークレーン	油圧式破砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	コラムシエル
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設電源設置	○	○										
解体工事・ 土工事	焼却炉設備解体 建築物解体 煙突解体 山留め（SMW 等） 地下解体 掘削	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
く体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○			○	○				○	○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事	○	○	○	○	○						○	

(2) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図4.1-4に示すとおりである。

工事期間中のピーク日における工事用車両台数は片道337台（大型314台、小型23台）である。

なお、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）ほか、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。



凡 例

□ : 計画地

→ : 工事用車両 入車方向

→ : 工事用車両 出車方向

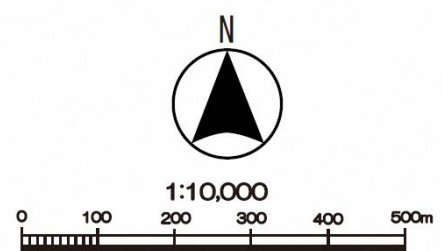


図 4.1-4 工事用車両の主な走行ルート

4.2 供用の計画

4.2.1 ごみ収集車両等計画

(1) 運搬計画

ア ごみ等の運搬

世田谷区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

主灰及び飛灰処理汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分するほか民間のセメント工場等へ搬出し、資源化も行う。

イ 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの5時から17時までとする。

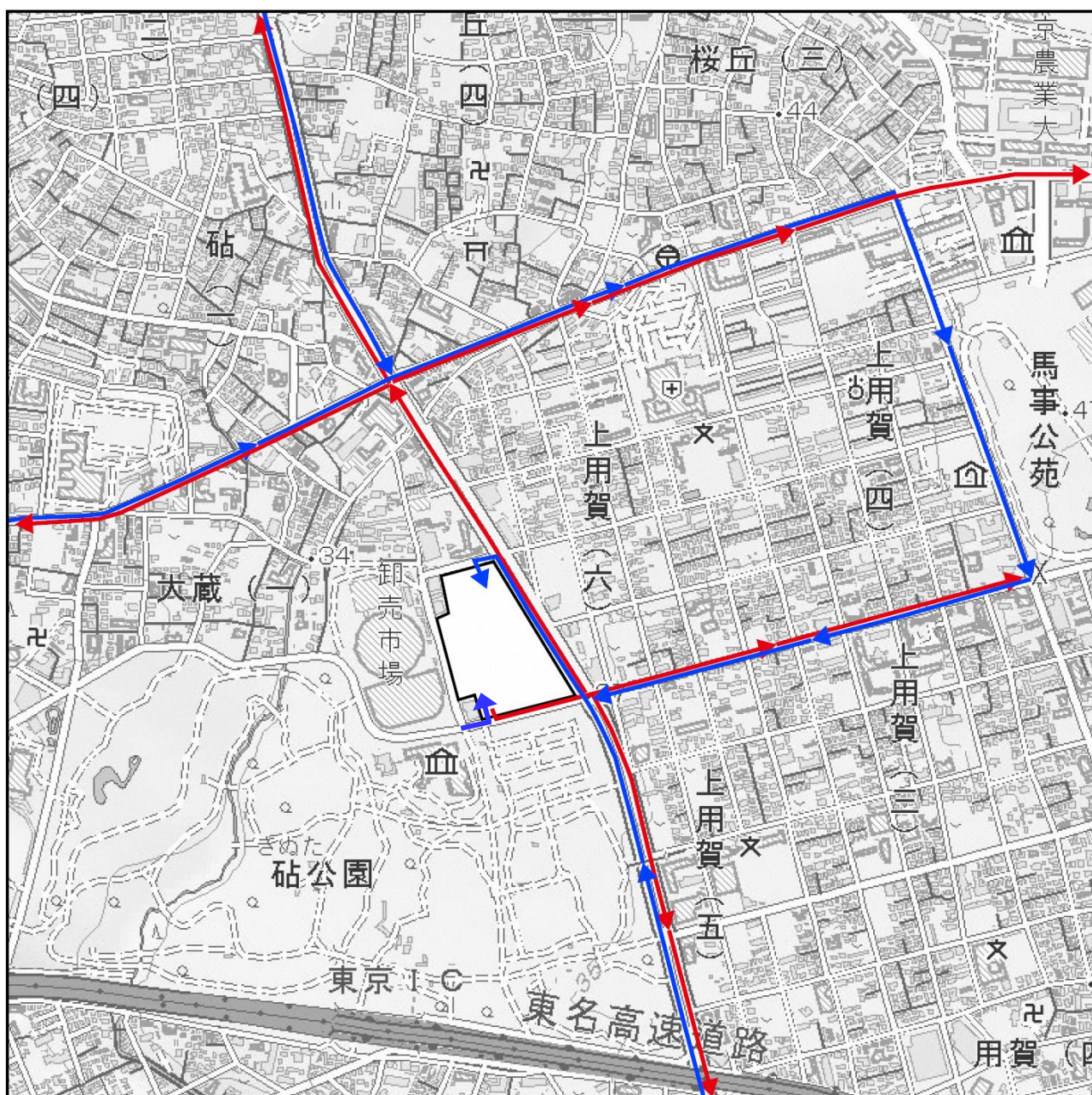
ウ 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、図4.2-1に示すとおりである。計画施設への入場は原則、北側からの左折入場とするが、計画施設西側の一部地域からのごみ収集車両(将来交通量約14台/日)については、南側からの左折入場とする。退場については、南側から左折退場とする。

エ ごみ収集車両等台数

工事完了後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時^{注)}、ごみ収集車両708台/日、灰等運搬車両12台/日、合計720台/日と計画する。

注) 一週間の焼却量を6日で搬入するため、1日あたり700トン搬入する条件で台数を算出した。



凡 例

□ : 計画地

→ : ごみ収集車両・灰等運搬車両 入車方向

→ : ごみ収集車両・灰等運搬車両 出車方向

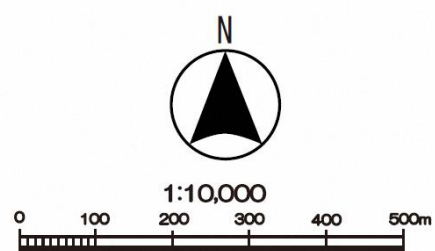


図 4.2-1 ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルート

オ 時間帯別予測台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別予測台数は表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 時間帯別計画台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ収集車両 (搬入)	灰等運搬車両 (搬出)	合計
5:00～6:00	8	0	8
6:00～7:00	4	0	4
7:00～8:00	8	0	8
8:00～9:00	94	2	96
9:00～10:00	134	4	138
10:00～11:00	117	0	117
11:00～12:00	83	0	83
12:00～13:00	49	0	49
13:00～14:00	113	6	119
14:00～15:00	80	0	80
15:00～16:00	18	0	18
16:00～17:00	0	0	0
合計	708	12	720

注) 時間帯別計画台数は既存施設の実績により^{あんぶん}按分した。

(2) ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観は、代表として図4.2-2及び図4.2-3に示すとおりである。

ごみ収集車両は、図4.2-2のように汚水が漏れない密閉構造になっている。また、灰等の運搬車両は、図4.2-3のように天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 4.2-2 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4 m³）



図 4.2-3 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m³）

4.2.2 施設の監視制御

工事完了後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続で行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- ① 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度等を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼を行う。
- ② ろ過式集じん器への薬剤の吹き込み量等を制御し、排出ガス中のばいじん、塩化水素、水銀及び硫酸化合物を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- ③ 污水处理設備の pH 値をモニタリングし、pH 調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

4.2.3 ダイオキシン類対策

(1) 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保ち、2秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

(2) 排出ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排出ガス温度を、200℃以下に急冷することにより、排出ガス中のダイオキシン類の再合成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で活性炭に吸着させ、それらを捕集することにより、ダイオキシン類を除去する。更に、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解除去することで、煙突でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m³N^{注1)}）以下にする。

注1) TEQ とは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1 ng（ナノグラム）は 10 億分の 1 g である。

(3) 污水対策

污水处理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほぼ除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L^{注2)}）以下とし、公共下水道へ放流する。

また、污水处理過程で発生する汚泥はごみバンカへ移送し、ごみと併せて場内で焼却処分する。

4.2.4 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰処理汚泥及び汚泥がある。

主灰及び飛灰処理汚泥は、最終処分場へ運搬し、埋立処分する。汚泥はごみバンカへ移送し、場内でごみと併せて焼却処分する。また、主灰及び飛灰処理汚泥については、民間のセメント工場等へ搬出し、セメント原料化及び徐冷スラグ化による資源化も行う。そのほか、焼成砂化等による資源化を推進することで、埋立処分量の更なる削減を図る。

なお、主灰、飛灰処理汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

注2) 1 pg（ピコグラム）は1兆分の1 gである。

5 事後調査の計画

5.1 大気汚染

5.1.1 工事の施行中

5.1.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.1-1 に示すとおりとする。

表 5.1-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）	工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
予測条件の状況	・気象の状況（風向、風速） ・一般環境大気質（バックグラウンド濃度）	
	建設機械の稼働状況（種類別台数、規格、稼働位置、稼働時間）	・工事用車両の状況（車種別・時間帯別台数） ・自動車交通量の状況（車種別・時間帯別・方向別台数及び走行速度）
環境保全のための措置の実施状況	【建設機械に関する保全のための措置】 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・計画地の敷地境界に高さ 3 m 程度の仮囲いを設ける。 ・工事現場及び工事用道路には、住宅が近接していることを考慮し、散水及びシートによる養生等を行い、粉じんの発生を防止する。 ・解体工事におけるダイオキシン類及びアスベストについては、関係法令等に準拠した措置を講じ、飛散を防止する。 ・煙突の解体に当たっては、工程ごとに適切な養生等を行い、粉じんの飛散を防止する。 ・解体に当たっては、適宜散水し、粉じんの飛散を防止する。 ・仕上工事の内外装塗装に当たっては、低 VOC 塗料を使用する。	【工事用車両に関する保全のための措置】 ・工事用車両のタイヤに付着した泥・土の水洗いを行うための洗浄設備等を出口付近に設置し、泥・土が周辺に出ないように配慮する。 ・工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配備し、清掃に努める。 ・工事用車両については、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行などを指導する。

5.1.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.1.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.1-2(1)及び(2)に示すとおりとする。

表 5.1-2(1) 調査手法

調査事項		建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）	工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
調査時点		建設機械から発生する汚染物質排出量が最大となる1年間（工事開始後63～74か月目）のうち、汚染物質排出量が最大となる時点（工事開始後72か月目）とする。	工事用車両の走行台数が最大となる時点（工事開始後49か月目）とする。
調査期間	予測した事項	代表的な7日間とする。	
	予測条件の状況	【気象の状況／一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 「予測した事項」と同一とする。	
		【建設機械の稼働状況】 「予測した事項」の期間の随時とする。	【工事用車両の状況／自動車交通量の状況】 「予測した事項」の期間のうち代表的な1日とする。
	環境保全のための措置の実施状況	工事の施行中の随時とする。	
調査地点	予測した事項	図 5.1-1 に示す、敷地境界の4地点とする。	図 5.1-2 に示す、予測地点と同一の3地点とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 計画地内の1地点とする。 【一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 評価書と同一の計画地周辺の一般環境大気測定局とする。	
		【建設機械の稼働状況】 計画地内とする。	【工事用車両の状況】 図 5.1-2 に示すとおり、車両出入口の地点①～③とする。 【自動車交通量の状況】 図 5.1-3 に示すとおり、現況調査地点のうち、工事用車両が通行する3地点とする。 ^{注)}
	環境保全のための措置の実施状況	計画地及びその周辺とする。	

注) 地点4 大蔵一丁目世田谷美術館前（美術館通り）を除く。

表 5.1-2(2) 調査手法

調査事項		建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）	工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
調査方法	予測した事項	大気質の測定方法は、表 5.1-3 に示す測定方法とする。	
	予測条件の状況	【気象の状況】 「地上気象観測指針」（気象庁）に準じた方法とする。 【一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 既存資料調査により、調査地域内の大気汚染常時監視測定局における測定結果を収集・整理する。	
		【建設機械の稼働状況】 現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	【工事用車両の状況】 工事関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。 【自動車交通量の状況】 ハンドカウンター等による計数の連続調査とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	

表 5.1-3 大気質の測定方法

測定項目	測定方法	備 考
二酸化硫黄 (SO ₂)	紫外線蛍光法 (JIS B 7952)	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法 (JIS B 7954)	
二酸化窒素 (NO ₂) (公定法)	オゾンを用いる化学発光法 (JIS B 7953)	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
二酸化窒素 (NO ₂) (簡易法)	PTIO 法	「短期暴露用拡散型サンプラーを用いた環境大気中の NO, NO ₂ , SO ₂ , O ₃ および NH ₃ 濃度の測定方法」 (平成 22 年横浜市環境科学研究所)
ダイオキシン類 (DXNs)	ガスクロマトグラフ質量分析法	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成 11 年環境庁告示第 68 号)
塩化水素 (HCl)	イオンクロマトグラフ導電率法	「大気汚染物質測定法指針」 (昭和 62 年環境庁大気保全局)
水銀 (Hg)	加熱気化冷原子吸光法	「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル、排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル、排出ガス中の POPs の測定方法マニュアル、排出ガス中の PAHs の測定方法マニュアル」 (令和 5 年 5 月環境省)

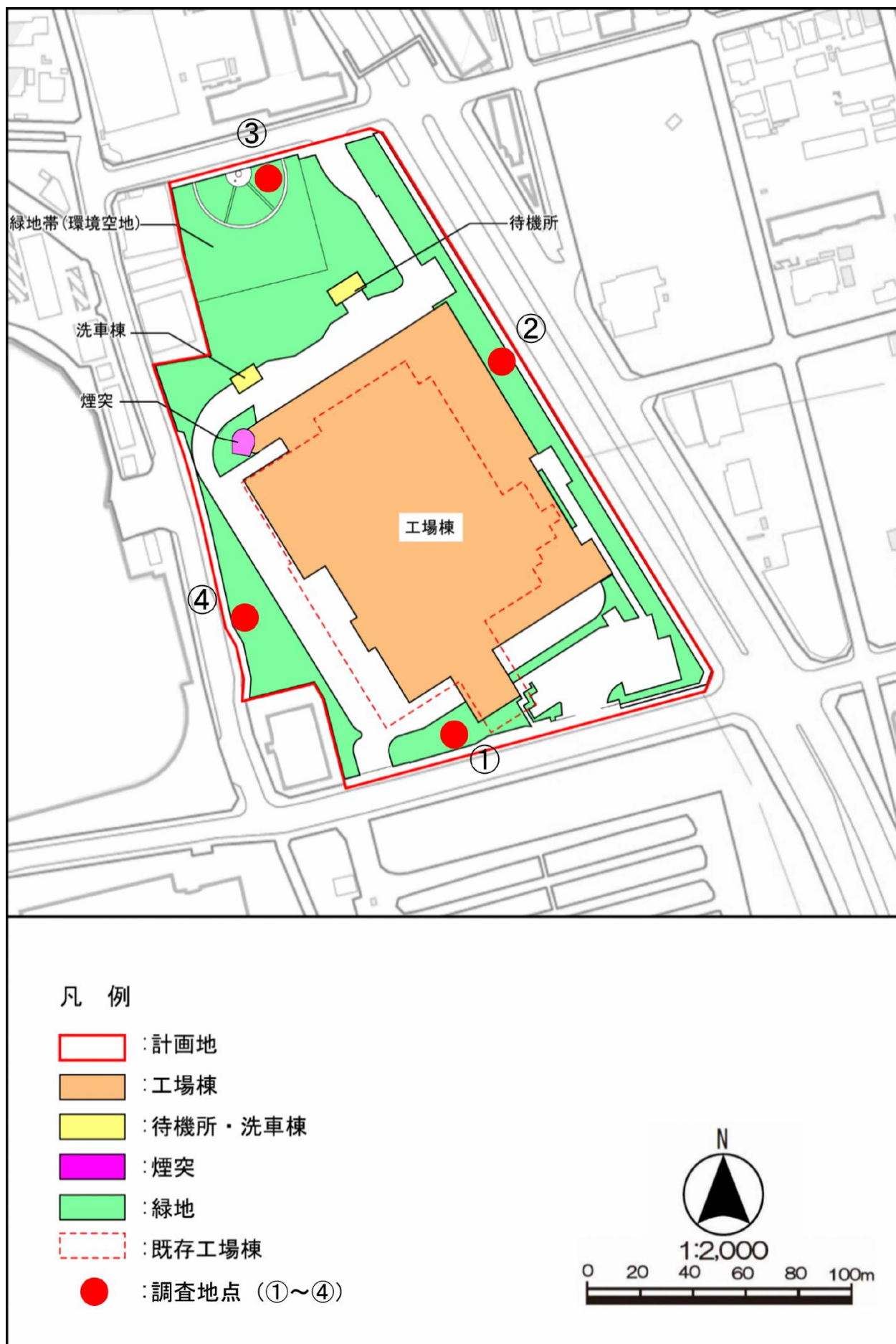


図 5.1-1 建設機械の稼働に伴う排出ガス調査地点

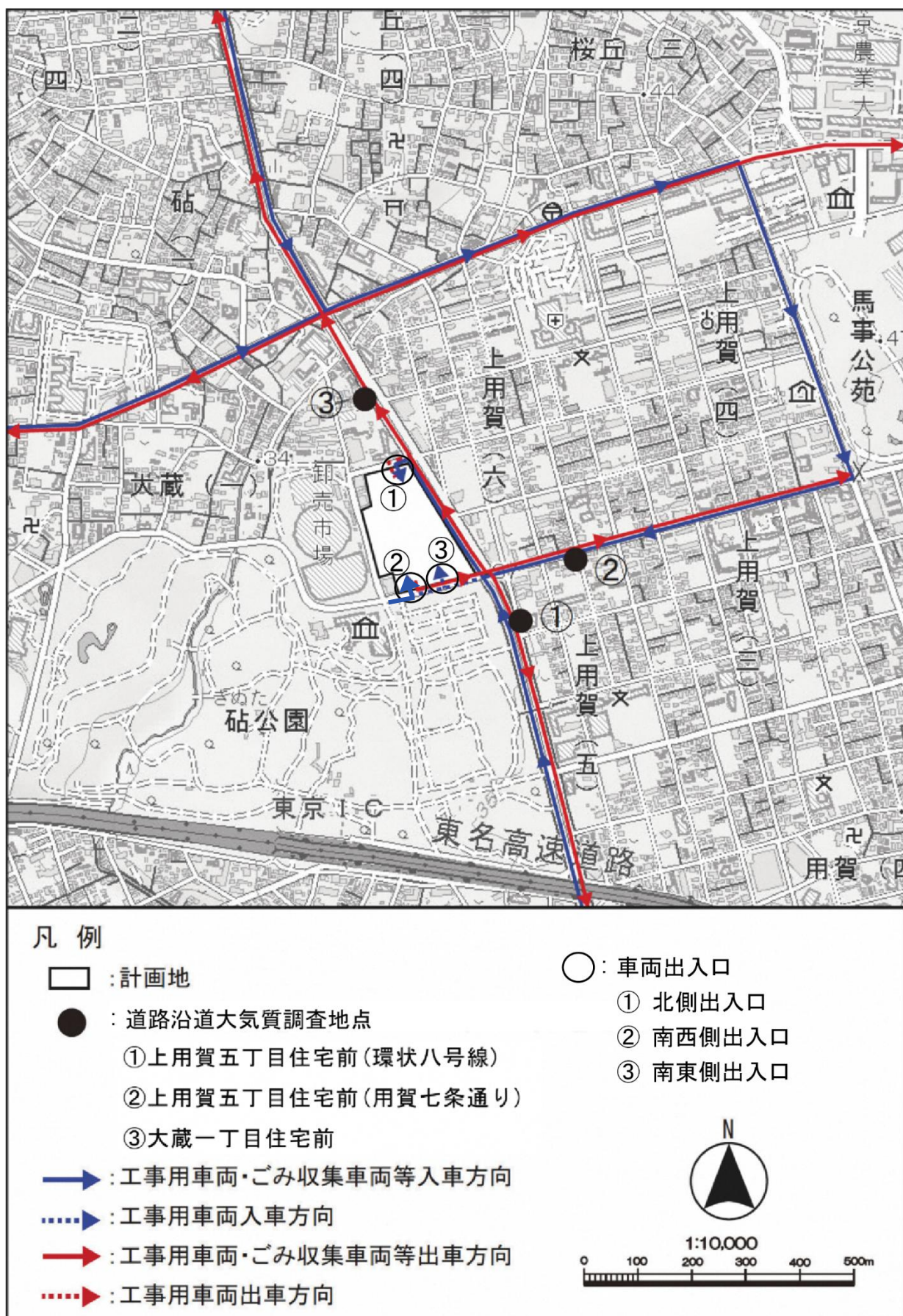


図 5.1-2 工事用車両及びごみ収集車両等の走行に伴う排出ガス調査地点

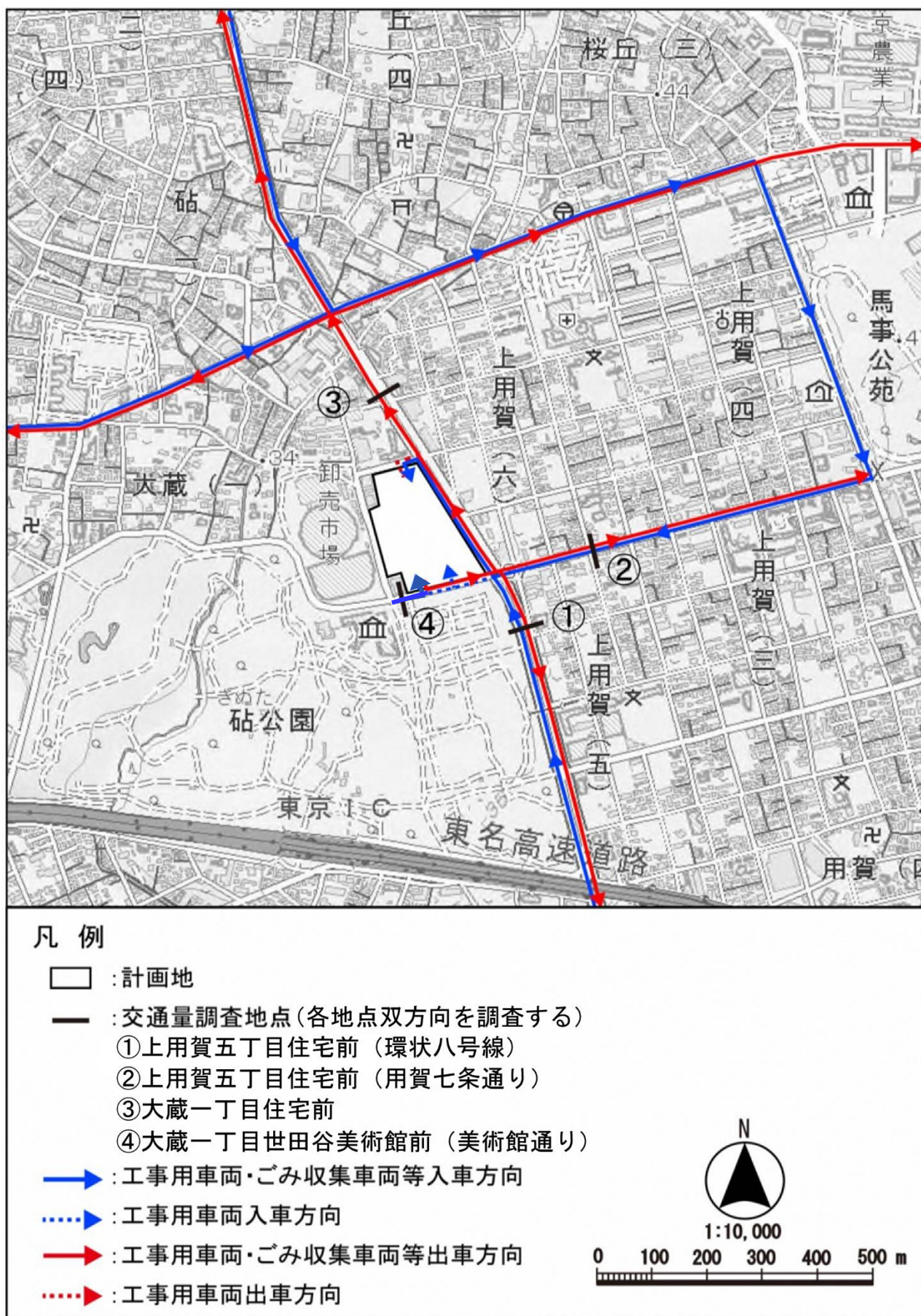


図 5.1-3 交通量調査地点

5.1.2 工事の完了後

5.1.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.1-4 に示すとおりとする。

表 5.1-4 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる大気質の状況（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）	ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
予測条件の状況	・気象の状況（風向、風速） ・一般環境大気質（バックグラウンド濃度）	
	・排出物質濃度（硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀） ・施設の稼働状況（稼働時間、ごみ焼却量、煙突排出ガス量等）	・ごみ収集車両等の状況（車種別・時間帯別台数） ・自動車交通量の状況（車種別・時間帯別・方向別台数及び走行速度）
環境保全のための措置の実施状況	【施設に関する保全のための措置】 ・ろ過式集じん器及び触媒反応塔を設置して煙突排出ガス中の汚染物質排出量を極力抑えるとともに、法規制値以下の排出濃度（自己規制値）を設定し、これを遵守する^{注)}。また、定期的に監視を行う。煙突排出ガス中の水銀等の排出濃度については、大気汚染防止法等関連法令に基づき測定・記録を行う。 ・排出濃度（自己規制値）を遵守するだけでなく、焼却炉の適切な運転管理等を行い、煙突排出ガス中の汚染物質排出量を極力抑えるよう努める。	【ごみ収集車両等に関する保全のための措置】 ・施設内を走行するごみ収集車両等については、アイドリング・ストップを推奨し、また、ごみ収集車両を適切に誘導し、工場敷地内及び周辺道路で渋滞しないよう努める。

注) 工場の大気汚染に係る法規制値及び排出濃度は表 5.1-5 に示すとおりである。

表 5.1-5 大気汚染に係る法規制値及び排出濃度

項 目	法令に基づく規制値			排出濃度 (自己規制値)
	根拠法令	規制の内容	法規制値	
硫黄酸化物	「大気汚染防止法」 (昭和43年法律第97号)	総量規制	605 m ³ <i>N</i> /日 (110 ppm)	10 ppm以下
ばいじん		濃度規制	0.04 g/m ³ <i>N</i>	0.01 g/m ³ <i>M</i> 以下
窒素酸化物		総量規制	12.8 m ³ <i>N</i> /h (80 ppm)	50 ppm以下
		濃度規制	250 ppm	
ダイオキシン類	「ダイオキシン類対策特別措置法」 (平成11年法律第105号)	濃度規制	0.1 ng- TEQ/m ³ <i>N</i>	0.1 ng-TEQ/m ³ <i>M</i> 以下
塩化水素	「大気汚染防止法」 (昭和43年法律第97号)	濃度規制	700 mg/m ³ <i>N</i> (約430 ppm)	10 ppm以下
水 銀		濃度規制	30 μg/m ³ <i>N</i>	30 μg/m ³ <i>M</i> 以下

注1) 排出濃度は、 O_2 12%換算値を示す。

注2) 法規制値の欄の()内の数値は、排出濃度と比較するために O_2 12%換算値を示す。

表 5.1-6 大気汚染に係る環境基準等

物 質	環境上の条件	備 考
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和48年環境庁告示第25号)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m^3 以下であること。	
二酸化窒素	(環境基準) 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年環境庁告示第38号)
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/ m^3 以下であること。	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」 (平成11年環境庁告示第68号)
塩化水素	0.02ppm以下	「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」 (昭和52年環大規136号)
水銀	年平均値0.04 $\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	「「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」について(通知)」 (平成15年9月30日環管総発030930004)

5.1.2.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.1.2.3 調査手法

調査手法は、表 5.1-7(1) 及び(2) に示すとおりとする。

表 5.1-7(1) 調査手法

調査事項		施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる大気質の状況（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）	ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
調査時点		施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	
調査期間	予測した事項	4 季各 7 日間とする。	1 季 7 日間とする。
	予測条件の状況	【気象の状況／一般環境大気質（バックグラウンド濃度）／施設の稼働状況】 「予測した事項」と同一とする。 【排出物質濃度】 「予測した事項」と同一期間内の 4 季各 1 日間とする。	【気象の状況／一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 「予測した事項」と同一とする。 【ごみ収集車両等の状況／自動車交通量の状況】 「予測した事項」と同一期間内の代表的な 1 日とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。	
調査地点	予測した事項	図 5.1-4 に示す、予測した地点と同一の 5 地点とする。	図 5.1-2 に示す、予測した地点と同一の 3 地点とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 計画地内の 1 地点とする。 【排出物質濃度】 煙突排出ガス測定口とする。 【施設の稼働状況】 計画地内とする。 【一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 評価書と同一の計画地周辺の一般環境大気測定局とする。 なお、塩化水素については「予測した事項」のうち、世田谷清掃工場を除く 4 地点とする。	【ごみ収集車両等の状況】 図 5.1-2 に示すとおり、車両出入口の地点①～②とする。 【自動車交通量の状況】 図 5.1-3 に示すとおり、現況調査と同一の 4 地点とする。 【一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 評価書と同一の計画地周辺の一般環境大気測定局とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地及びその周辺とする。	

表 5.1-7(2) 調査手法

調査事項		施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる大気質の状況（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）	ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）
調査方法	予測した事項	大気質の測定方法は、表 5.1-3 に示す測定方法とする。	
	予測条件の状況	【気象の状況】 「地上気象観測指針」（気象庁）に準じた方法とする。 【一般環境大気質（バックグラウンド濃度）】 既存資料調査により、調査地域内の大気汚染常時監視測定局における測定結果を収集・整理する。 なお、塩化水素については表 5.1-3 に示す測定方法による現地調査とする。	
		【施設の稼働状況】 現地調査及び関連資料（維持管理記録等）の整理による方法とする。 【排出物質濃度】 煙突排出ガスの測定方法は、表 5.1-8 に示す測定方法とする。	【ごみ収集車両等の状況】 関連資料（搬入・搬出日報等）の整理による方法とする。 【自動車交通量の状況】 ハンドカウンター等による計数の連続調査とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（維持管理記録等）の整理による方法とする。	

表 5.1-8 煙突排出ガス中の汚染物質濃度測定方法

測定項目	測定方法
硫黄酸化物	JIS K 0103（化学分析法による）
ばいじん	JIS Z 8808
窒素酸化物	JIS K 0104
ダイオキシン類	JIS K 0311
塩化水素	JIS K 0107
水銀	「排出ガス中の水銀測定法」平成 28 年環境省告示第 94 号

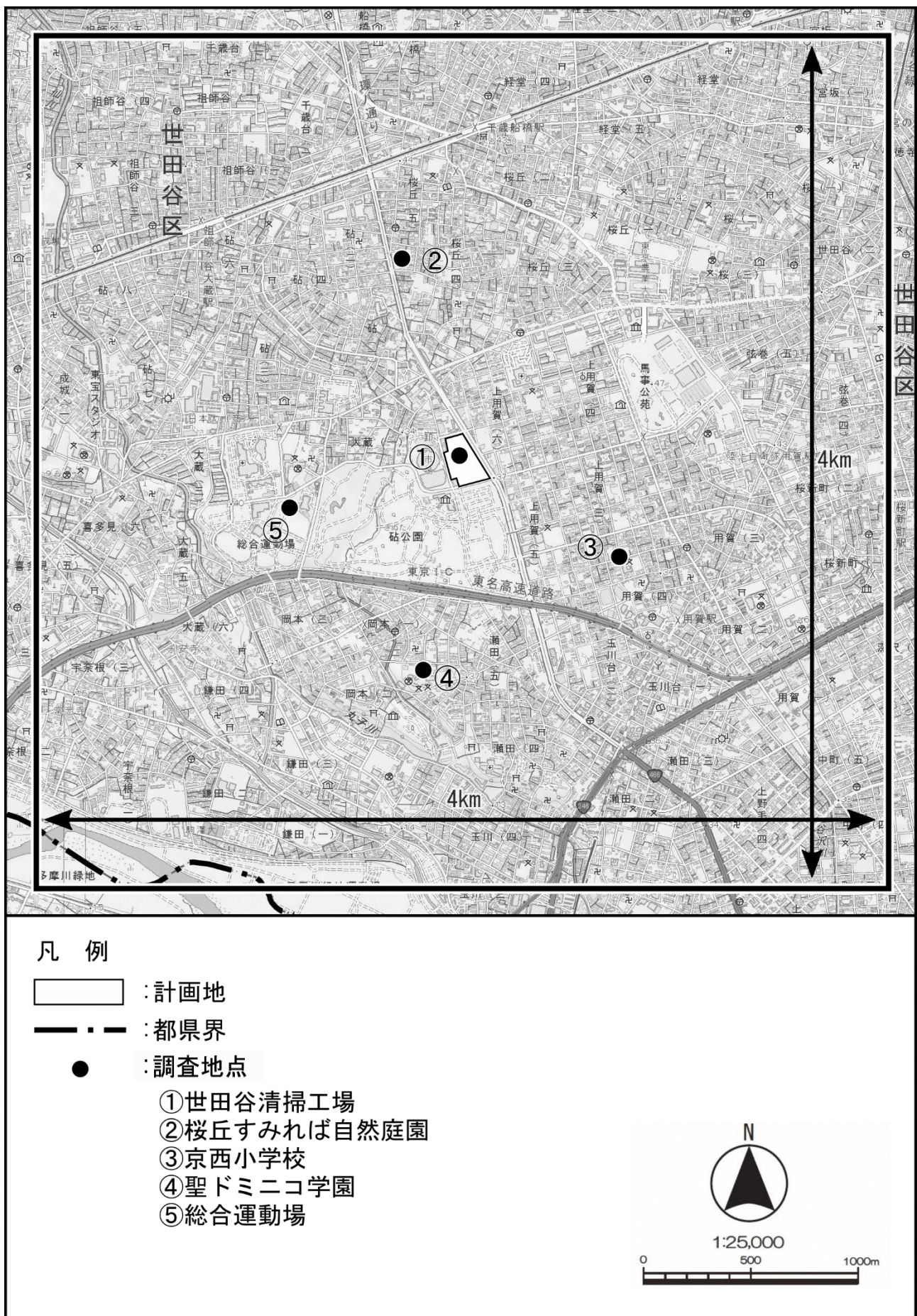


図 5.1-4 施設の稼働に伴う煙突排出ガス調査地域・調査地点

5.2 悪臭

5.2.1 工事の完了後

5.2.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.2-1 に示すとおりとする。

表 5.2-1 調査事項

区分	調査事項		
予測した事項	施設の稼働に伴う臭気の状態		
	敷地境界の臭気指数	煙突等気体排出口の臭気排出強度	排出水の臭気指数
予測条件の状態	・気象の状態（風向、風速、気温、湿度） ・施設の稼働状況（稼働時間、ごみ搬入量、ごみ焼却量、煙突排出ガス量等） ・悪臭防止対策（全般、プラットホーム、ごみバンカ、ごみ収集車両）の状態	・施設の稼働状況（稼働時間、ごみ焼却量、煙突排出ガス量等） ・悪臭防止対策（焼却設備、脱臭装置）の状況	・施設の稼働状況（稼働時間、ごみ焼却量、排出水量等） ・悪臭防止対策（汚水処理設備）の状況
環境保全のための措置の実施状況	・工場棟は密閉化を原則とし、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。 ・プラットホーム出入り口には自動扉、エアカーテンを設け、プラットホームを外気と遮断する。 ・ごみバンカのゲート（扉）は、ごみ投入時以外は閉鎖して外部に臭気が漏れるのを防止する。 ・焼却炉の稼働時には、ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉に吸引し、ごみバンカ内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。 ・ごみバンカ内の臭気は焼却炉へ送り込まれ、焼却により臭気物質を800℃以上の高温で熱分解することにより、無臭化を図る。 ・定期補修工事中など焼却炉停止時には、ごみバンカ内の空気を脱臭装置に送り、活性炭吸着により処理するとともに、ごみバンカ内を負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。 ・焼却炉停止時に使用する脱臭装置は、ごみバンカ内の気積に見合ったものとするにより、脱臭能力を確保する。 ・ごみ収集車両の車体に付着したごみや汚水は、工場退出時に洗車装置で適宜洗車する。また、清掃工場内の道路は適宜洗浄する。 ・計画施設のプラント設備から排出されるプラント汚水については、清掃工場内に設置する汚水処理設備にて、凝集沈殿処理及びろ過処理を行い、公共下水道へ排出する。また、計画施設から発生する生活排水については、公共下水道へ排出する。		

5.2.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.2.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.2-2 に示すとおりとする。

表 5.2-2 調査手法

調査事項		施設の稼働に伴う臭気の状態		
		敷地境界の臭気指数	煙突等気体排出口の臭気排出強度	排水水の臭気指数
調査時点		施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。		
調査期間	予測した事項	夏季の代表的な 1 日の 1 回の調査とする。	【煙突排出ガス】 炉稼働期間中の代表的な 1 日の 1 回の調査とする。 【脱臭装置】 炉停止期間中の代表的な 1 日の 1 回の調査とする。	夏季の代表的な 1 日の 1 回の調査とする。
	予測条件の状況	【気象の状況／施設の稼働状況】 「予測した事項」と同一とする。	【施設の稼働状況】 「予測した事項」と同一とする。	【施設の稼働状況】 「予測した事項」と同一とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。		
調査地点	予測した事項	図 5.2-1 に示す 4 地点とする。	煙突等気体排出口（焼却設備）及び煙突等気体排出口（脱臭装置）とする。	污水处理設備の放流槽とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 図 5.2-1 に示す 4 地点とする。	—	
		【施設の稼働状況】 計画地内とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。		
調査方法	予測した事項	「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に準じた方法とする。		
	予測条件の状況	【気象の状況】 簡易風向風速計等により、風向、風速、気温、湿度を記録する。	—	
		【施設の稼働状況】 現地調査及び関連資料（搬入日報等）の整理による方法とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。		

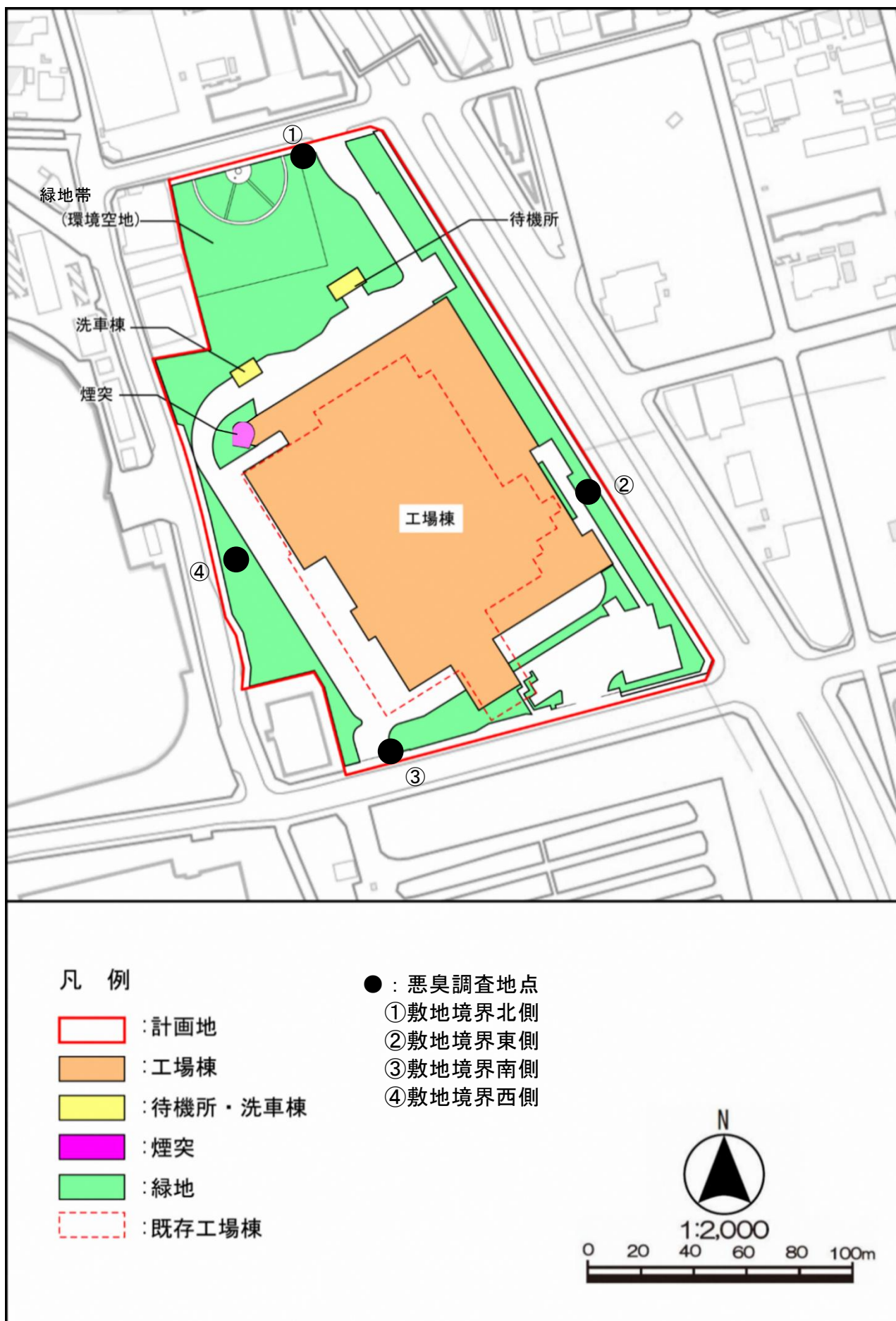


図 5.2-1 施設の稼働に伴う悪臭調査地点

5.3 騒音・振動

5.3.1 工事の施行中

5.3.1.1 調査事項

調査事項は表 5.3-1 に示すとおりとする。

表 5.3-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動
予測条件の状況	建設機械の稼働状況（種類別台数、規格、稼働位置、稼働時間）	・工事用車両の状況（車種別・時間帯別台数） ・自動車交通量の状況（車種別・時間帯別・方向別台数及び走行速度）
環境保全のための措置の実施状況	・計画地の敷地境界に高さ 3 m 程度の仮囲いを設ける。 ・解体には、事前に騒音・振動対策を計画し、発生を極力少なくするよう努める。 ・工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。既存建築物の解体に当たっては、ワイヤーソー等静的工法を可能な限り採用していく。 ・工事は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。また、早朝、夜間及び土曜、日曜、祝日の作業は原則として行わない。 ・建設機械類の配置については、1 か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。	・工事用車両の走行に当たっては、規制速度を厳守する。 ・工事用車両の搬出入については、車両の走行ルート の限定、安全走行等により、騒音・振動の低減に努める。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び土曜、日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。 ・工事用車両の走行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底する。

5.3.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.3.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.3-2(1)及び(2)に示すとおりとする。

表 5.3-2(1) 調査手法

調査事項		建設機械の稼働に伴う騒音・振動	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動
調査時点		建設工事の主な工種について、騒音・振動が最大となる時点とする。 【建設機械の稼働に伴う騒音】 ・解体・土工事（地下部解体、埋戻し）（工事開始 35 か月目） ・く体・プラント工事（建方（計画建物））（工事開始 71～73 か月目） 【建設機械の稼働に伴う振動】 ・解体・土工事（地下部解体、埋戻し）（工事開始 35 か月目） ・く体・プラント工事（建方（計画建物、付帯設備）、外構）（工事開始 81～82 か月目）	工事用車両の走行台数が最大となる時点（工事開始 49 か月目）とする。
調査期間	予測した事項	代表的な 1 日（作業時間の前後 1 時間を含む 7 時から 19 時まで）とする。 ^{注 1)}	【工事用車両の走行に伴う騒音】 代表的な 1 日（6 時から 22 時まで）とする。^{注 2)} 【工事用車両の走行に伴う振動】 代表的な 1 日（作業時間の前後 1 時間を含む 7 時から 19 時まで）とする。^{注 1)}
	予測条件の状況	【建設機械の稼働状況】 「予測した事項」と同一とする。	【工事用車両の状況／自動車交通量の状況】 「予測した事項」と同一の代表的な 1 日（6 時から 22 時まで）とする。
	環境保全のための措置の実施状況	工事の施工中の随時とする。	
調査地点	予測した事項	図 5.3-1 に示す敷地境界 4 地点とし、工種別・地点別に騒音・振動が最大となる地点を設定する。	図 5.3-2 に示す 3 地点とする。
	予測条件の状況	【建設機械の稼働状況】 計画地内とする。	【工事用車両の状況】 図 5.1-2 (p.40) に示すとおり、車両出入口の地点①～③とする。 【自動車交通量の状況】 図 5.1-3 (p.41) に示すとおり、現況調査の地点から地点 4 を除く 3 地点とする。^{注 3)}
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内及びその周辺とする。	

注 1) 現場の状況に応じて、上記以外の時間帯で建設機械の稼働や工事用車両の出入がある場合には調査を行う。

注 2) 騒音に係る環境基準の昼間（6 時から 22 時）の時間区分。

注 3) 地点 4 大蔵一丁目世田谷美術館前（美術館通り）を除く。

表 5.3-2(2) 調査手法

調査事項		建設機械の稼働に伴う騒音・振動	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動
調査方法	予測した事項	【建設作業騒音】 「東京都環境確保条例」の指定建設作業に適用する勧告基準に定める測定方法に準拠し、騒音レベル(90%レンジの上端値：L_{A5})を測定する。測定高さは1.2mとする。 【建設作業振動】 「東京都環境確保条例」の指定建設作業に適用する勧告基準に定める測定方法に準拠し、振動レベル(80%レンジの上端値：L_{10})を測定する。	【道路交通騒音】 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める測定方法に準拠し、騒音レベル(等価騒音レベル：L_{Aeq})を測定する。測定高さは1.2mとする。 【道路交通振動】 「東京都環境確保条例」の日常生活等に適用する規制基準に定める測定方法に準拠し、振動レベル(80%レンジの上端値：L_{10})を測定する。
	予測条件の状況	【建設機械の稼働状況】 現地調査(写真撮影等)及び関連資料(工事日報等)の整理による方法とする。	【工事用車両の状況】 工事関連資料の整理による方法とする。 【自動車交通量の状況】 ハンドカウンター等による計数の連続調査とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(工事日報等)の整理による方法とする。	

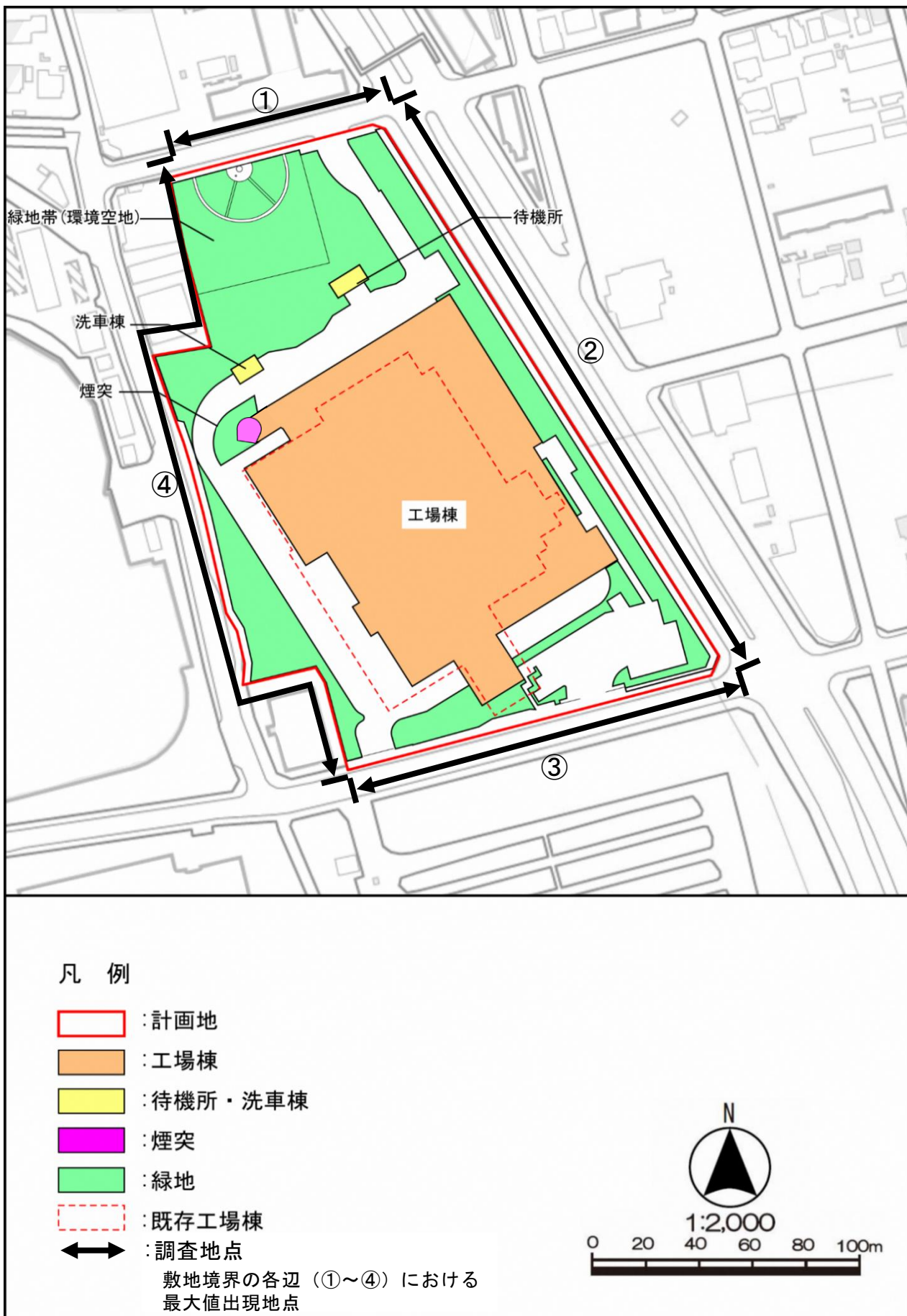
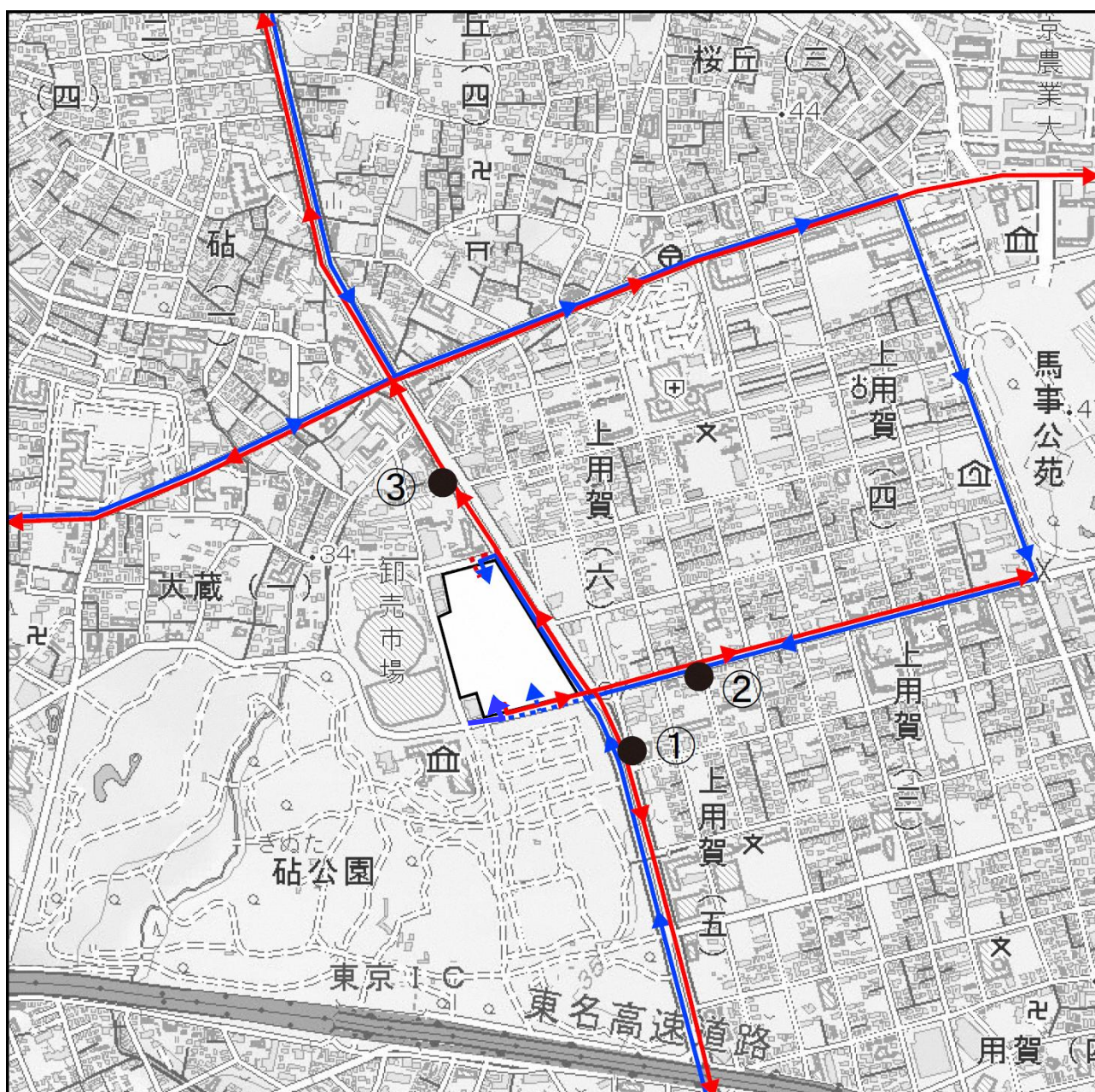


図 5.3-1 建設機械及び施設の稼働に伴う騒音・振動レベル調査地点



凡 例

□ : 計画地

● : 道路交通騒音・振動、断面交通量調査地点

① 上用賀五丁目住宅前(環状八号線)

② 上用賀五丁目住宅前(用賀七条通り)

③ 大蔵一丁目住宅前

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向

→ : 工事用車両入車方向

→ : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向

→ : 工事用車両出車方向

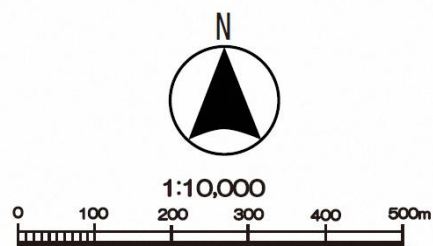


図 5.3-2 工事用車両・ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動レベル調査地点

5.3.2 工事の完了後

5.3.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.3-3 に示すとおりとする。

表 5.3-3 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	施設の稼働に伴う騒音・振動	ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動
予測条件の状況	清掃工場の設備機器の状況（機器配置、稼働時間、使用状況等）	・ごみ収集車両等の状況（車種別・時間帯別台数） ・自動車交通量の状況（車種別・時間帯別・方向別台数及び走行速度）
環境保全のための措置の実施状況	・工場設備は原則として、屋内に設置する。また、必要な壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。 ・冷却塔にはサイレンサーを設置する。 ・騒音対策が必要な機器（ボイラ用安全弁等）には消音器を設置する。また、給排気設備にはガラリやチャンバー室を設ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。 ・振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。	・ごみ収集車両等の走行に当たっては、規制速度を厳守する。 ・ごみ収集車両等の運行については、運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底し、周辺環境に配慮するよう、速度厳守などの注意喚起に努める。

5.3.2.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.3.2.3 調査手法

調査手法は、表 5.3-4(1)及び(2)に示すとおりとする。

表 5.3-4(1) 調査手法

調査事項		施設の稼働に伴う騒音・振動	ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動
調査時点		施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	
調査期間	予測した事項	炉稼働期間中及び炉停止期間中のそれぞれ代表的な 1 日とする。	【ごみ収集車両等の走行に伴う騒音】 代表的な 1 日とする。 【ごみ収集車両等の走行に伴う振動】 代表的な 1 日（5 時から 17 時まで）とする。
	予測条件の状況	【清掃工場の設備機器の状況】 「予測した事項」と同一とする。	【ごみ収集車両等の状況／自動車交通量の状況】 「予測した事項」と同一の代表的な 1 日とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した時点の随時とする。	

表 5.3-4(2) 調査手法

調査事項		施設の稼働に伴う騒音・振動	ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動
調査地点	予測した事項	図 5.3-1 に示す敷地境界 4 地点とし、地点別に騒音・振動が最大となる地点を設定する。	図 5.3-2 に示す 3 地点とする。
	予測条件の状況	【清掃工場の設備機器の配置及び稼働状況】 計画地内とする。	【ごみ収集車両等の状況】 図 5.1-2 (p. 40) に示すとおり、車両出入口の地点①～②とする。 【自動車交通量の状況】 図 5.1-3 (p. 41) に示すとおり、現況調査と同一の 4 地点とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内及びその周辺とする。	
調査方法	予測した事項	【清掃工場騒音】 「騒音規制法」の特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に定める測定方法に準拠し、騒音レベル（90%レンジの上端値： L_{A5} ）を測定する。測定高さは 1.2m とする。 【清掃工場振動】 「振動規制法」の特定工場等において発生する振動の規制に関する基準に定める測定方法に準拠し、振動レベル（80%レンジの上端値： L_{10} ）を測定する。	【道路交通騒音】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める測定方法に準拠し、騒音レベル（等価騒音レベル： L_{Aeq} ）を測定する。測定高さは 1.2m とする。 【道路交通振動】 「東京都環境確保条例」の日常生活等に適用する規制基準に定める測定方法に準拠し、振動レベル（80%レンジの上端値： L_{10} ）を測定する。
	予測条件の状況	【清掃工場の設備機器の配置及び稼働状況】 現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	【ごみ収集車両等の状況】 関連資料（搬入・搬出日報）の整理による方法とする。 【自動車交通量の状況】 ハンドカウンター等による計数の連続調査とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	

5.4 土壌汚染

5.4.1 工事の施行中

5.4.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.4-1 に示すとおりとする。

表 5.4-1 調査事項

区分	調査事項		
予測した事項	土壌中の有害物質等の濃度	地下水への溶出の可能性の有無	新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無
予測条件の状況	土壌汚染の状況（計画地内土壌の第二種特定有害物質の溶出・含有量及びアルキル水銀の溶出量）		
環境保全のための措置の実施状況	・既存施設の除却に先立ち、「土壌汚染対策法」第4条等に基づき有害物質の土壌汚染状況調査等を行う。調査に当たっては「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。 ・なお、土壌汚染状況調査により汚染土壌処理基準等を超えていると認められる場合、「東京都土壌汚染対策指針」等に基づき汚染土壌の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置といった関連法令に基づく適切な対策を講じ、事後調査報告書において報告する。 ・本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、土壌中の有害物質等が民間受入施設の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。 ・確認された汚染土壌を区域外へ搬出する場合は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」に基づき、運搬車両にシート掛け等を行ったうえで適切に運搬する。また、「東京都環境確保条例」及び「土壌汚染対策法」に基づき、許可を受けた汚染土壌処理施設へ搬出し適切に処理する。 ・ダイオキシン類による汚染が確認された場合は、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」に基づき、適切に処理する。 ・工事における排水にあたっては、上記の調査において有害物質等による汚染土壌が確認された場合は、適宜仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に放流する。		

5.4.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.4.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.4-2 に示すとおりとする。

表 5.4-2 調査手法

調査事項		土壌中の有害物質等の濃度	地下水への溶出の可能性の有無	新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無
調査時点		既存工場の除却や土地の改変を行う時点とする。		建設発生土が排出される時点とする。
調査期間	予測した事項	既存工場の除却や土地の改変を行う期間とする。		建設発生土が排出される期間とする。
	予測条件の状況	既存工場の除却や土地の改変を行う期間とする。		建設発生土が排出される期間とする。
	環境保全のための措置の実施状況	既存工場の除却や土地の改変を行う期間とする。	既存工場の除却や土地の改変を行う期間及びその後1年間とする。	建設発生土が排出される期間とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。		
	予測条件の状況	計画地内とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。		
調査手法	予測した事項	東京都環境確保条例第 116 条、117 条及び土壌汚染対策法第 4 条に基づく方法とする。		
	予測条件の状況	東京都環境確保条例第 116 条、117 条及び土壌汚染対策法第 4 条に基づく方法とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。		

5.5 地盤

5.5.1 工事の施行中

5.5.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.5-1 に示すとおりとする。

表 5.5-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度	掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度
予測条件の状況	掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置状況	
環境保全のための措置の実施状況	・ 工事に際しては、止水性に優れたSMW工法による山留壁を工場GL約-28mまで貫入させ、遮水を行う。 ・ 山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上決定する。 ・ 山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工等を併用することで支持する。 ・ 山留壁に切梁支保工を設ける等、山留壁の変位を最小に留め、山留壁周辺への影響を小さくする。 ・ 掘削工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水位の変動を把握するとともに、掘削工事着手前より定期的に水準測量を行うことで地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 ・ 盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、事業者が所有する他の清掃工場の建替工事事例も考慮しディープウェル等を行うが、必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する。また、必要に応じて追加調査を実施し、結果に応じて山留壁の根入れを更に深くする等、周辺への影響を最小限に留める対策を講じる。	

5.5.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.5.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.5-2 に示すとおりとする。

表 5.5-2 調査手法

調査事項		掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度	掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度
調査時点		土工事（山留め・掘削工事）着手前から、基礎・地下く体工事完了までの時点とする。	
調査期間	予測した事項	土工事（山留め・掘削工事）着手前から地下く体工事完了までの期間とする。	
	予測条件の状況	土工事（山留め・掘削工事）着手前から地下く体工事完了までの期間の随時とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	土工事（山留め・掘削工事）着手前から地下く体工事完了までの期間の随時とする。	
調査地点	予測した事項	図 5.5-1 に示す 4 地点とする。	図 5.5-2 に示す各観測井 4 地点（不圧、被圧）とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	変位計測システム等による地盤変位測量（1 か月に 1 回）とする。	自記水位計等による地下水位の連続測定とする。
	予測条件の状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	

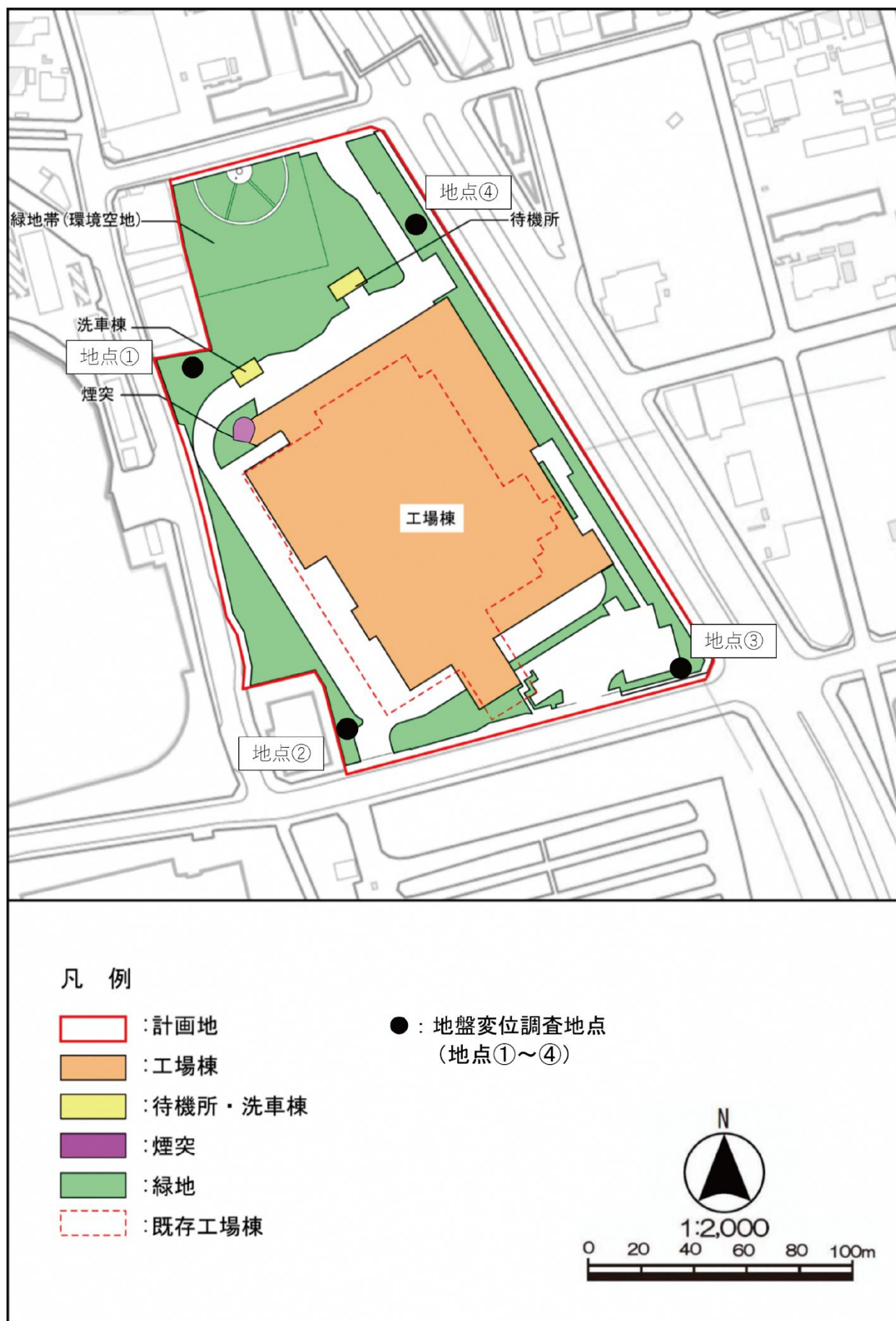


図 5.5-1 地盤変位調査地点

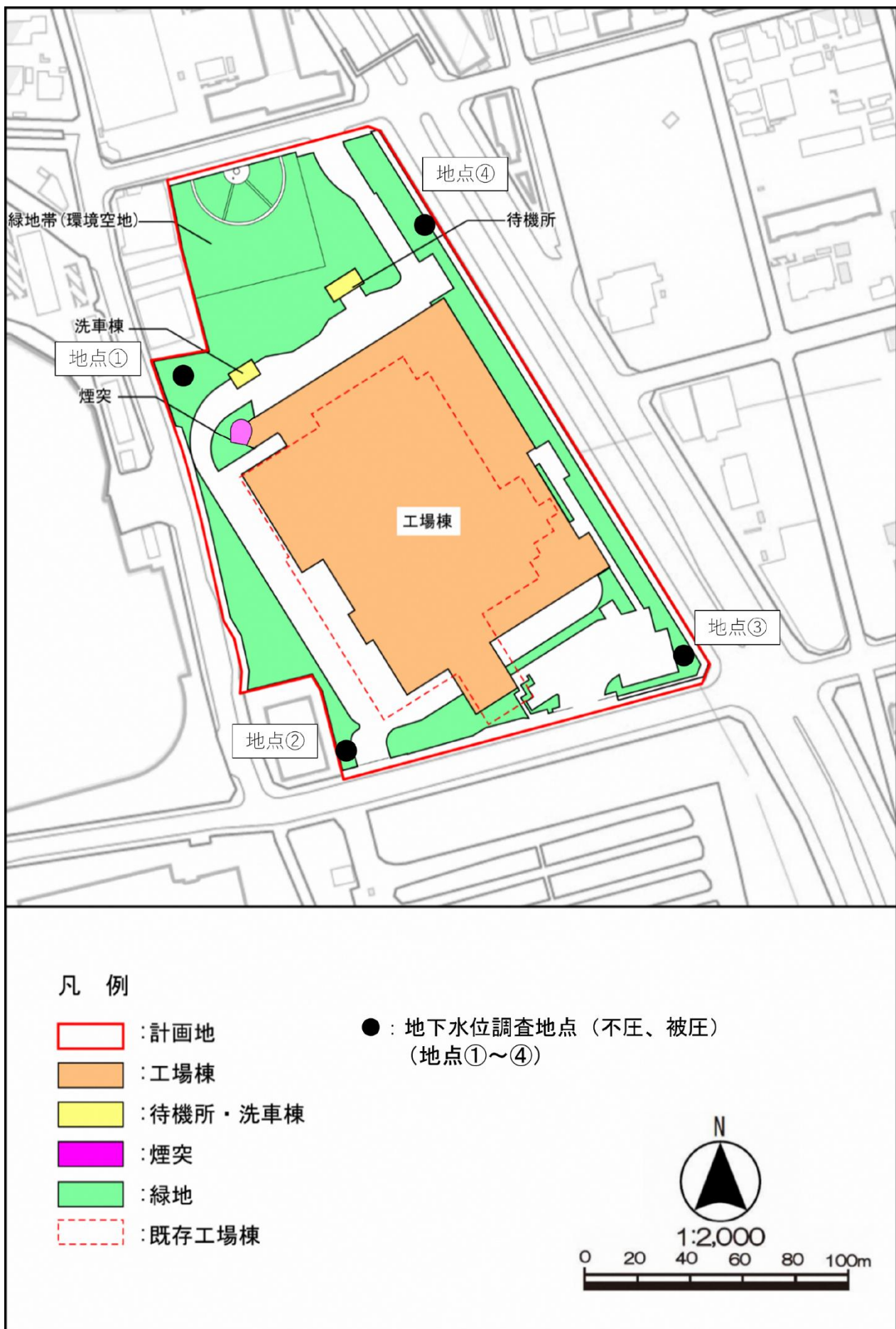


図 5.5-2 地下水位調査地点

5.5.2 工事の完了後

5.5.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.5-3 に示すとおりとする。

表 5.5-3 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度	地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度
予測条件の状況	地下構造物の存在状況	
環境保全のための措置の実施状況	- 計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする。 - 計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの一定の期間中、観測井における地下水位の調査を行い、異常があった場合には適切に対処する。 - 計画建築物の地下く体工事完了後から地盤が安定するまでの期間において水準測量により地盤面の変位の測定を行い、異常があった場合には適切に対処する。	

5.5.2.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.5.2.3 調査手法

調査手法は、表 5.5-4 に示すとおりとする。

表 5.5-4 調査手法

調査事項		地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度	地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度
調査時点		地下く体工事が完了した時点とする。	
調査期間	予測した事項	地下く体工事完了後の地盤が安定するまでの期間 ^{注)} とする。	
	予測条件の状況	地下く体工事完了後の地盤が安定するまでの期間 ^{注)} の随時とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	地下く体工事完了後の地盤が安定するまでの期間 ^{注)} の随時とする。	
調査地点	予測した事項	図 5.5-1 に示す 4 地点とする。	図 5.5-2 に示す各観測井 4 地点（不圧、被圧）とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	変位計測システム等による地盤変位測量（1 か月に 1 回）とする。	自記水位計等による地下水位の連続測定とする。
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	

注）地下く体工事完了後から一定の期間（1 年間）を含む。

5.6 水循環

5.6.1 工事の施行中

5.6.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.6-1 に示すとおりとする。

表 5.6-1 調査事項

区分	調査事項
予測した事項	掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度
予測条件の状況	掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置状況
環境保全のための措置の実施状況	・ 工事に際しては、止水性に優れた SMW 工法による山留壁を工場 GL 約-28mまで貫入させ、遮水を行う。 ・ 山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上決定する。 ・ 山留壁を支える支保工は、地盤アンカー工法を基本とし、部分的に鋼製支持工等を併用することで支持する。 ・ 掘削工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水位の変動を把握するとともに、掘削工事着手前より定期的に観測井における地下水位の調査を行うことで、異常があった場合には適切に対処する。 ・ 盤ぶくれ等が生じるおそれがある場合には、事業者が所有する他の清掃工場の建替工事事例も考慮しディープウェル等を行うが、必要に応じてリチャージウェル等を設置して、周辺地下水の水位及び流況への影響を防止する。 ・ 必要に応じて追加調査を実施し、結果に応じて山留壁の根入れを更に深くする等、周辺への影響を最小限に留める対策を講じる。

5.6.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.6.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.6-2 に示すとおりとする。

表 5.6-2 調査手法

調査事項		掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位及び流況の変化の程度
調査時点		土工事（山留め・掘削工事）着手前から、地下く体工事完了までの時点とする。
調査期間	予測した事項	土工事（山留め・掘削工事）着手前から、地下く体工事完了までの期間とする。
	予測条件の状況	土工事（山留め・掘削工事）着手前から、地下く体工事完了までの期間の随時とする。
	環境保全のための措置の実施状況	土工事（山留め・掘削工事）着手前から、地下く体工事完了までの期間の随時とする。
調査地点	予測した事項	図 5.5-2（p.63）に示す各観測井 4 地点（不圧、被圧）とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。
調査方法	予測した事項	自記水位計等による地下水位の連続測定とする。
	予測条件の状況	現地調査（写真撮影等）及び工事関連資料の整理による方法とする。
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。

5.6.2 工事の完了後

5.6.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.6-3 に示すとおりとする。

表 5.6-3 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度	地表構造物の存在等に伴う雨水の地表面流出量の変化の程度
予測条件の状況	地下構造物等の存在状況	・雨水流出抑制施設の設置状況 ・地表面流出量
環境保全のための措置の実施状況	・計画地内の緑化は、条例の基準を遵守し、設置基準以上を確保することに努める。 ・世田谷区と協議の上、「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に定める雨水流出抑制対策として、雨水貯留槽を設ける。 ・計画建築物の地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間で、観測井における地下水位の調査を行う。 ・雨水流出抑制施設である雨水貯留槽、緑地の適切な管理及び機能維持に努める。	

5.6.2.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.6.2.3 調査手法

調査手法は、表 5.6-4 に示すとおりとする。

表 5.6-4 調査手法

調査事項		地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化の程度	地表構造物の存在等に伴う雨水の地表面流出量の変化の程度
調査時点		地下く体工事が完了した時点とする。	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間 ^{注)} とする。	施設の稼働が通常の状態に達した後の随時とする。
	予測条件の状況	地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間 ^{注)} の随時とする。	施設の稼働が通常の状態に達した後の随時とする。
	環境保全のための措置の実施状況	地下く体工事完了後から地下水の状況が安定するまでの期間 ^{注)} の随時とする。	施設の稼働が通常の状態に達した後の随時とする。
調査地点	予測した事項	図 5.5-2 (p. 63) に示す各観測井 4 地点（不圧、被圧）とする。	計画地内とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	自記水位計等による地下水位の連続測定とする。	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	

注) 地下く体工事完了後から一定の期間（1 年間）を含む。

5.7 日影

5.7.1 工事の完了後

5.7.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.7-1 に示すとおりとする。

表 5.7-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度
予測条件の状況	計画建築物等の立地状況等（位置、高さ、形状等及び周辺建築物の状況）	
環境保全のための措置の実施状況	・煙突の外筒は既存施設を再使用することにより、計画地周辺の日影の状況に配慮する。 ・工場棟をできる限り敷地の南側に配置することで、北側の住宅等への日影の状況に配慮する。	

5.7.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.7.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.7-2 に示すとおりとする。

表 5.7-2 調査手法

調査事項		冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	
調査時点		計画建築物等の工事が完了した後の冬至日とする。	計画建築物等の工事が完了した後の冬至日頃とする。	
調査期間	予測した事項	真太陽時の8時から16時とする。		
	予測条件の状況	工事の完了後の随時とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	工事の完了後の随時とする。		
調査地点	予測した事項	計画建築物等により、日影が生じる範囲とする。	図 5.7-1 に示す3地点とする。	
	予測条件の状況	計画地及びその周辺地域とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。		
調査方法	予測した事項	現地調査及び計画建築物のしゅん工図等の関連資料の整理を行い、時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。	天空写真を撮影し、夏至日、春秋分日、冬至日の太陽軌道及び時刻点を記入する方法とする。	
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。		

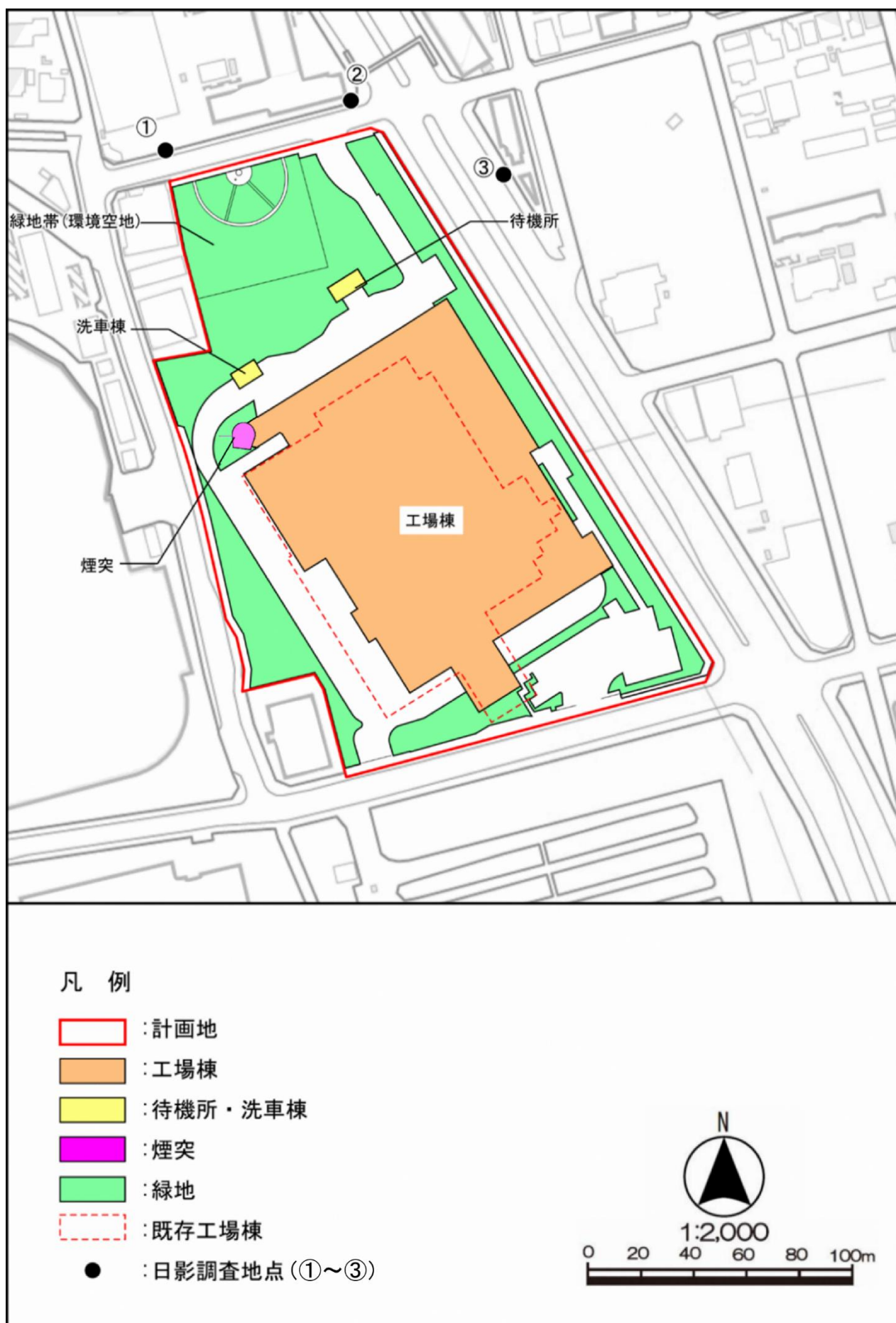


図 5.7-1 日影調査地点

5.8 電波障害

5.8.1 工事の施行中

5.8.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.8-1 に示すとおりとする。

表 5.8-1 調査事項

区分	調査事項
環境保全のための措置の実施状況	・ 工事の施行中にテレビ電波障害が生じ、本事業に起因する障害であると明らかになった場合には、地域の状況を考慮して、CATVの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改善等、速やかに適切な措置を講じる。 ・ クレーンについては、未使用時はブームを電波到来方向と平行に向ける等、極力障害が生じないように配慮する。

5.8.1.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.8.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.8-2 に示すとおりとする。

表 5.8-2 調査手法

調査時点		工事の施行中の随時とする。
調査期間		工事の施行中の随時とする。
調査地点	環境保全のための措置の実施状況	計画地及びその周辺地域とする。
調査方法	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。

5.8.2 工事の完了後

5.8.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.8-3 に示すとおりとする。

表 5.8-3 調査事項

区分	調査事項
予測した事項	計画建築物等の存在によるテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送（BS、CS））の遮蔽障害
予測条件の状況	清掃工場の建築物等の立地状況等（位置、高さ、形状等及び周辺建築物の状況）
環境保全のための措置の実施状況	予測地域外において、本事業による電波障害が明らかになった場合は、原因調査を行った後、必要に応じて適切な対策を講じる。

5.8.2.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.8.2.3 調査手法

調査手法は、表 5.8-4 に示すとおりとする。

表 5.8-4 調査手法

調査事項		計画建築物等の存在によるテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送（BS、CS））の遮蔽障害
調査時点		計画建築物等の工事が完了した時点とする。
調査期間	予測した事項	工事の完了後の随時とする。
	予測条件の状況	工事の完了後の随時とする。
	環境保全のための措置の実施状況	工事の完了後の随時とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺地域とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺地域とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地及びその周辺地域とする。
調査方法	予測した事項	関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。
	環境保全のための措置の実施状況	関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。

5.9 景観

5.9.1 工事の完了後

5.9.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.9-1 に示すとおりとする。

表 5.9-1 調査事項

区分	調査事項		
予測した事項	計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度
予測条件の状況	計画建築物等の立地状況等（位置、高さ、形状等及び周辺建築物の状況）		
環境保全のための措置の実施状況	・煙突の外筒は既存施設を再使用する。 ・計画建築物の色彩や形状を世田谷区風景づくり条例に定める風景づくりの基準に基づいた外観意匠とすることで、周辺環境と調和したデザインとする。 ・計画建築物周辺に植栽する等、緑化を図る。		

5.9.1.2 調査地域

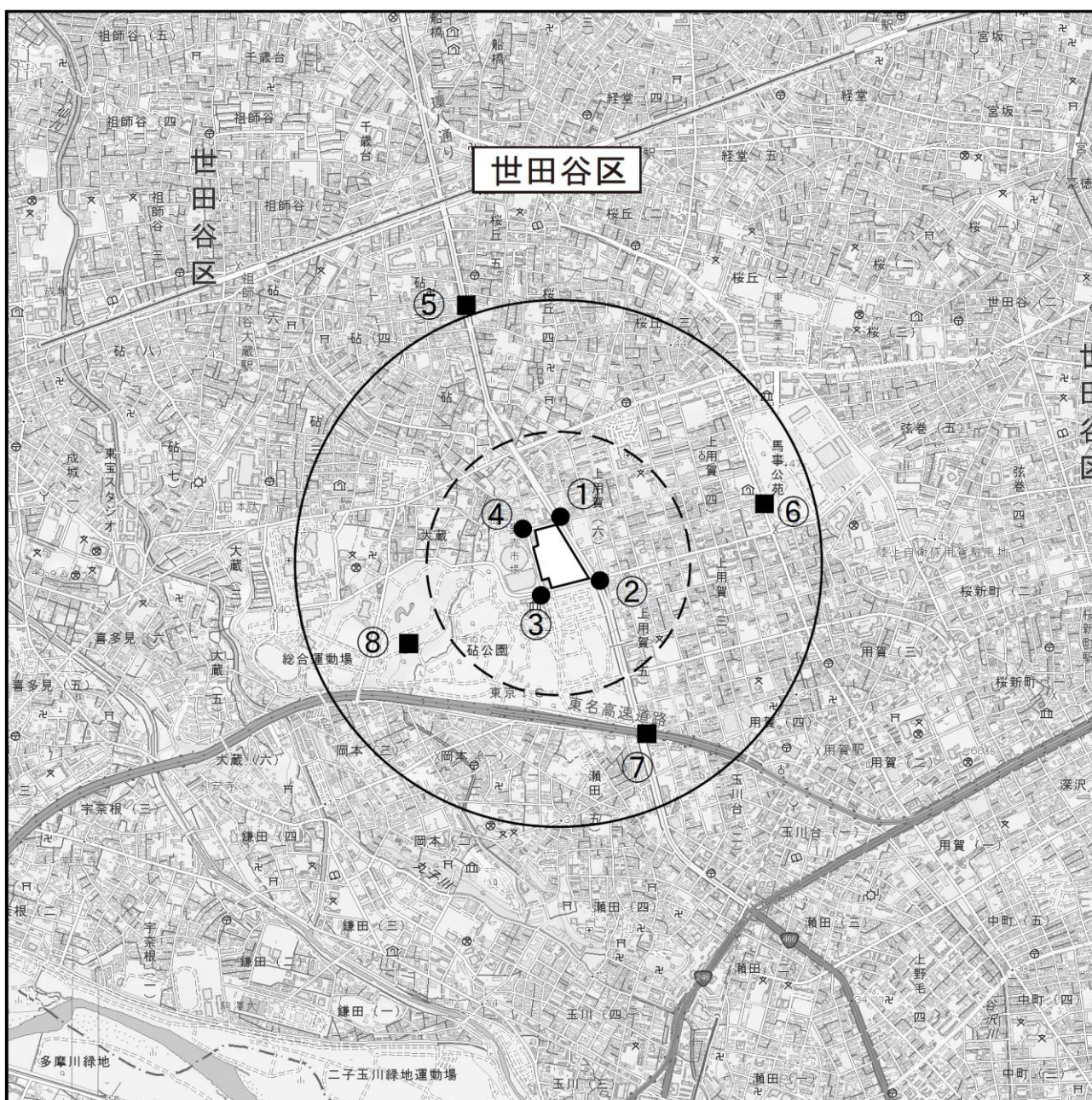
調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

5.9.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.9-2 に示すとおりとする。

表 5.9-2 調査手法

調査事項		計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度
調査時点		工事の完了後とする。		
調査期間	予測した事項	工事の完了後の随時とする。		
	予測条件の状況	工事の完了後の随時とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	工事の完了後の随時とする。		
調査地点	予測した事項	図 5.9-1 示す、計画地を中心とした半径 500m 圏（近景域）及び半径 1,000m 圏（中景域）とする。	図 5.9-1 に示す 8 地点とする。	図 5.9-2 に示す 4 地点とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺地域とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。		
調査方法	予測した事項	現地調査及び関連資料の整理による方法とする。	現地調査（写真撮影）と予測したフォトモンタージュを比較する方法とする。	現地調査（写真撮影）の結果と予測した天空写真を形態率で比較する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。		
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。		



凡 例

□ : 計画地

----- : 都県界

● : 代表的な眺望点及び眺望の調査地点(近景)

① 計画地北東角交差点

② 計画地南東角交差点

③ 世田谷美術館前

④ 計画地北西角交差点

○ : 計画地から半径 500m

○ : 計画地から半径 1,000m

■ : 代表的な眺望点及び眺望の調査地点(中景)

⑤ 環状八号線陸橋(桜丘四丁目)

⑥ 馬事公苑西側歩道

⑦ 環八東名入口交差点陸橋

⑧ 砧公園



図 5.9-1 代表的な眺望点及び眺望の調査地点

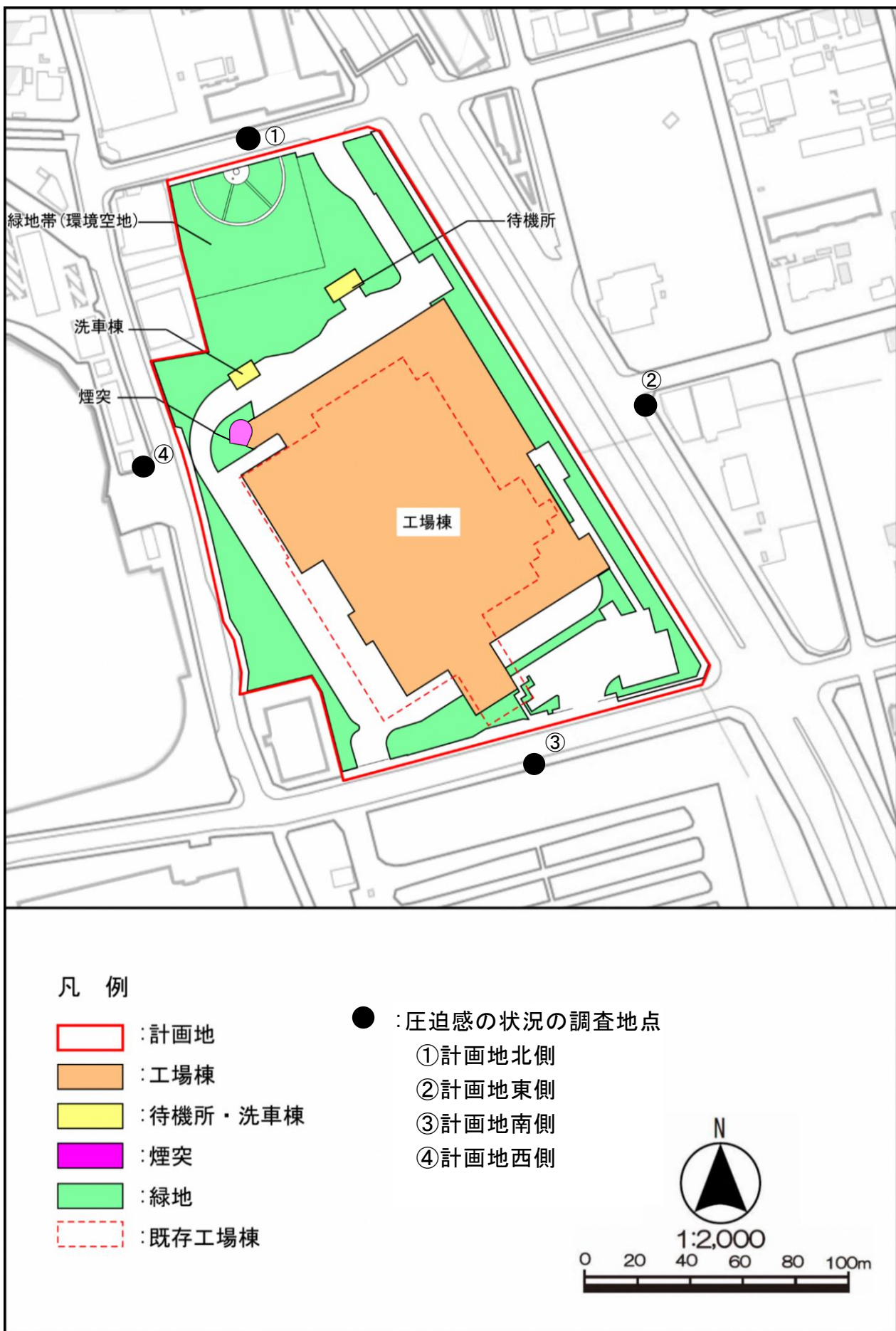


図 5. 9-2 圧迫感調査地点

5.10 廃棄物

5.10.1 工事の施行中

5.10.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.10-1 に示すとおりとする。また、廃棄物等の種類については、表 5.10-2 に示すとおりとする。

表 5.10-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法
予測条件の状況	解体工事及び建設工事の状況等	掘削工事の状況等（掘削容量）
環境保全のための措置の実施状況	・廃棄物の排出抑制 ・廃棄物の有効利用 ・建設発生土の有効利用 ・廃棄物の適正処理 ・特別管理産業廃棄物の適正処理 以上、詳細については、表 5.10-3 に示すとおりである。 ・再資源化等の再利用できない廃棄物については、適切に処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。	

表 5.10-2 廃棄物等の種類

環境影響要因 廃棄物の種類	産業廃棄物									建設発生土	アスベスト含有建材	
	コンクリート塊	その他がれき類	その他分別廃棄物					木くず	建設混合廃棄物			汚泥
			金属くず	廃プラスチック類	ガラスくず及び陶磁	紙くず	繊維くず					
解体工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
建設工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注）廃棄物の種類は「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（平成 23 年 3 月、環境省）を参考とした。

表 5.10-3 環境保全のための措置（工事の施行中）

項 目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の排出抑制	- 設計から施行までの各段階でプレハブ化、ユニット化を行うことや省梱包化を行い、残材・廃材の発生を抑制する。 - 型枠材の徹底した転用を行うこと並びに PCa 板の利用により、建設木くずの発生を抑制する。
廃棄物の有効利用	- コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。 - その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。 - 金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。 - 廃プラスチック類は、マテリアルリサイクルが困難なものについては発電燃料としてサーマルリサイクルする。
建設発生土の有効利用	建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは民間受入施設の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。
廃棄物の適正処理	- 上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。 - 解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認する。その上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。
特別管理産業廃棄物の適正処理	特別管理産業廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を明らかにし、事後調査報告書にて報告する。

5.10.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.10.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.10-4 に示すとおりとする。

表 5.10-4 調査手法

調査事項		廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法
調査時点		建設廃棄物を排出する時点とする。	建設発生土を排出する時点とする。
調査期間	予測した事項	建設廃棄物を排出する期間とする。	建設発生土を排出する期間とする。
	予測条件の状況	建設廃棄物を排出する期間とする。	建設発生土を排出する期間とする。
	環境保全のための措置の実施状況	工事の施行中の随時とする。	
調査地点	予測した事項	計画地内とする。	
	予測条件の状況	計画地内とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	
	予測条件の状況	関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（工事日報等）の整理による方法とする。	

5.10.2 工事の完了後

5.10.2.1 調査事項

調査事項は、表 5.10-5 に示すとおりとする。

表 5.10-5 調査事項

区分	調査事項
予測した事項	廃棄物の排出量、資源化量及び処理・処分方法
予測条件の状況	焼却設備の稼働状況等
環境保全のための措置の実施状況	・ 飛灰は重金属類の溶出防止のため薬剤処理による安定化を行い、飛灰処理汚泥とする。主灰及び飛灰処理汚泥は、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ搬出し、埋立処分する。主灰については、徐冷スラグ化及び焼成砂化等による資源化を図り、埋立処分量の削減に努める。 ・ 今後、セメント原料化以外の方法での焼却灰（主灰及び飛灰）の資源化について推進し、埋立処分量の更なる削減に努めていく。 ・ 主灰及び飛灰処理汚泥について、定期的にダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

5.10.2.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.10.2.3 調査手法

調査手法は、表 5.10-6 に示すとおりとする。

表 5.10-6 調査手法

調査事項		廃棄物の排出量、資源化量及び処理・処分方法
調査時点		施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。
	予測条件の状況	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達してからの随時とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。
	予測条件の状況	計画地内とする。
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。
調査手法	予測した事項	関連資料（搬出日報等）の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料（搬出日報等）の整理による方法とする。
	環境保全のための措置の実施状況	関連資料（搬出日報等）の整理による方法とする。

5.11 温室効果ガス

5.11.1 工事の完了後

5.11.1.1 調査事項

調査事項は、表 5.11-1 に示すとおりとする。

表 5.11-1 調査事項

区分	調査事項	
予測した事項	施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びそれらの削減量の程度	
	温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの削減量
予測条件の状況	- 施設の稼働に伴うエネルギー使用量 - ごみ焼却量等	施設の稼働に伴う発電量及びエネルギー発生量
環境保全のための措置の実施状況	- ごみ焼却により発生する熱を利用して発電を行う。 - ごみ焼却により発生する熱を廃熱ボイラで回収し、近隣の公共施設へ熱供給する。 - 太陽光発電により再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。 - LED 照明導入によりエネルギー使用量を削減するとともに、室内への自然光利用等により再生可能エネルギーを直接活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。 - 東京都環境確保条例に定める建築物環境計画書制度に従い、工場及び管理諸室には、断熱性に優れた材料を使用し、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化を図る。 - 高効率モーターなど省エネルギー機器を積極的に導入する。	

5.11.1.2 調査地域

調査地域は、計画地内とする。

5.11.1.3 調査手法

調査手法は、表 5.11-2 に示すとおりとする。

表 5.11-2 調査手法

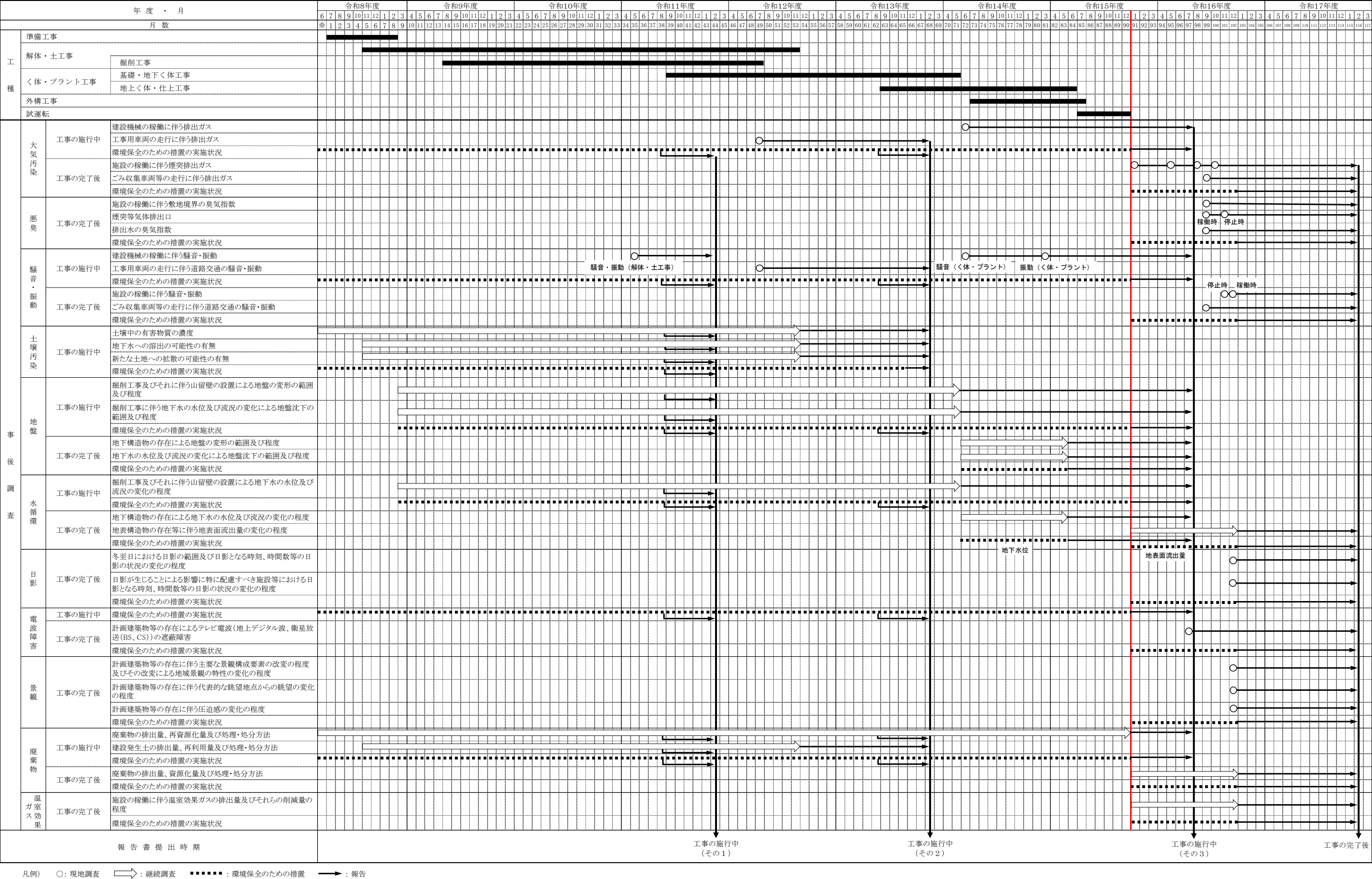
調査事項		施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量及びそれらの削減量の程度	
		温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの削減量
調査時点		施設の稼働が通常の状態に達した後の随時とする。	
調査期間	予測した事項	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。	
	予測条件の状況	施設の稼働が通常の状態に達してからの1年間とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	施設の稼働が通常の状態に達した後の随時とする。	
調査地点	予測した事項	計画地内とする。	
	予測条件の状況	計画地内とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	計画地内とする。	
調査方法	予測した事項	温室効果ガスの排出量は、エネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量とそれぞれの排出係数等から算出する。	温室効果ガスの削減量は、ごみ発電量、太陽光発電量及び場外での余熱利用量等とそれぞれの排出係数等から算出する。
	予測条件の状況	現地調査及び関連資料（検針票等）の整理による方法とする。	
	環境保全のための措置の実施状況	現地調査（写真撮影等）及び関連資料（しゅん工図等）の整理による方法とする。	

5.12 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、予測・評価した項目ごとに調査が完了した後、速やかにとりまとめて提出するものとする。

なお、事後調査報告書の提出時期等については、表 5.12-1 に示すとおりである。

表 5.12-1 事後調査報告書の提出時期の一覧



余白

6 その他

6.1 事後調査を実施する者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 吉住 健一
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

6.2 事後調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」
(平成 26 年 1 月、厚生労働省労働基準局長通達)
- ・「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」
(令和 3 年 2 月、東京都環境局)
- ・「雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」(平成 22 年 7 月、東京都世田谷区)
- ・「東京都環境基本計画」(令和 4 年 9 月、東京都)
- ・「一般廃棄物処理基本計画」(令和 3 年 2 月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「世田谷区みどりの基本計画 2018 年度～2027 年度」(平成 30 年 3 月、世田谷区)
- ・「地上気象観測指針」(平成 14 年 3 月、気象庁)

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/25,000、1/10,000、1/2,000 : 「電子地形図 25000」 (国土地理院)

空中写真 : 「電子国土基本図 (オルソ画像)」 (国土地理院)

令和 8 年 6 月 発行

印 刷 物 登 録
令 和 8 年 度 第 8 号

事後調査計画書

― 世田谷清掃工場建替事業 ―

編集・発行

東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 12 階
電話番号 0 3 (6 2 3 8) 0 9 1 5

印 刷

株式会社西光美術
東京都八王子市中野山王二丁目 5 番 22 号
電話番号 0 4 2 (6 2 3) 2 2 3 5